お申込みに際しましては、必ずこの「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼 商品 パンフレット」のほか、「ご契約のしおり・約款」をあわせてご覧ください。くわしくは、外貨建 保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。

- 「契約締結前交付書面 (契約概要/注意喚起情報) 兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」は、 ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、 大切に保管してください。
- 当書面に記載された取扱については、実際に取扱を行う時点におけるニッセイ・ウェルス生命所定 の範囲内での取扱となり、将来変更される可能性があります。

保険契約申込時に取得す 個人情報の利用目的	る

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社は、お客さまの個人情報を、下記の目的のために、 業務の遂行上必要な範囲で利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

- ①各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

この書面の表記について

この「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」では、「ご契約の しおり・約款」と一部異なる表記をしている場合があります。

日経平均株価、 S&P 500® について

- ●「日経平均株価」(日経平均)に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は日本経済新聞社 に帰属します。日本経済新聞社はこの商品を保証するものではなく、この商品について一切 の責任を負いません。
- ●S&P[®] は、Standard & Poor's Financial Services LLC (「S&P」) の登録商標です。 この商品は、S&P およびその関連会社によって支持、保証、販売、または販売促進されて いるものではありません。この商品について、S&Pおよびその関連会社は、一切の責任を 負いません。

生命保険募集人について

生命保険募集人は、お客さまとニッセイ・ウェルス生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を 行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約はお客さまからの 保険契約のお申込みに対してニッセイ・ウェルス生命保険株式会社が承諾したときに有効に成 立します。なお、生命保険募集人の身分、権限などに関しまして確認をご希望の場合は、下記 カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

募集代理店からの お知らせ

- ●この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を 及ぼすことはありません。
- ●この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。 預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の 対象とはなりません。

商品内容に関するご質問、契約内容のご照会、各種変更のご請求に関するお問い合わせは、 カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

お問い合わせについて

円建 000。0120-037-560 ^{米ドル建} 00。0120-001-262

ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター

受付時間:月~金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00~17:00 ※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

〔募集代理店〕

[引受保険会社]

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

〒141-6023 東京都品川区大崎 2-1-1 www.nw-life.co.jp

NW-02-24009-00 (24.07) G 39132-2410 ISB







悠々時間プレミアム2

円建/米ドル建/豪ドル建

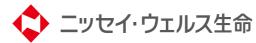
積立利率金利連動型年金(AⅡ型) 積立利率金利連動型年金(米ドル建)年金額確定特約付 積立利率金利連動型年金(豪ドル建) 指定通貨建積立利率金利連動型年金 指数連動型年金特約II付

契約締結前交付書面 兼 商品パンフレット (契約概要/注意喚起情報)



- ●この商品は、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険です。 預金とは異なり、元本割れすることがあります。
- ●市場金利や為替相場の変動等により、損失が生じることがあります。

詳細は、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」をご確認ください。



2024年10月版

ニッセイ・ウェルス生命について



ニッセイ・ウェルス生命は、日本生命グループの一員として、

金融機関窓販領域を中心に資産形成・資産承継に資する商品・サービスをご提供しております。

高品質の金融サービスを提供

当社では、主にシニアマーケットにフォーカスした商品開発に取り組み、金融機関等募集代理店を通じて保険商品を提供するとともに、お客さまが年金や保険金等をお受け取りになるまで、丁寧なアフターフォローを行っています。
これからもお客さまのニーズにきめ細かくお応えする商品・サービスの提供に努め、お客さまから選ばれ続ける生命保険会社を目指してまいります。

▮沿革

1907年	「横浜生命保険株式会社」として営業開始
1935年	社名を「板谷生命保険株式会社」と改称
1947年	新会社「平和生命保険株式会社」発足
2000年	社名を「エトナヘイワ生命保険株式会社」と改称
2001年	社名を「マスミューチュアル生命保険株式会社」と改称
2018年	日本生命保険相互会社との経営統合による新体制発足
2019年	社名を「ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社」と改称
2021年	日本生命保険相互会社の完全子会社化

■ ご検討にあたってご確認いただきたい事項

様々なリスクに備えるための保険には大きく分けて 公的保険と民間保険の2種類があります。 民間保険は公的保険を補完する面もあることから、 公的保険の保障内容を理解したうえで、 必要に応じた民間保険に加入することが重要です。

公的保険制度に ついてはこちら



「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

CONTENTS

■ 商品パンフレット 1
■ 契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報) 27
■ お客さまへの送付書類のご案内 67
■ WEB 版 ご契約のしおり・約款のご案内
「ご契約のしおり・約款」はニッセイ・ウェルス生命ホームページに掲載しています(WEB版)。 冊子でのお受け取りを希望される場合は、ニッセイ・ウェルス生命カスタマーサービスセンターまで

お問い合わせください。

人生100年時代に向けて・・・

4つの方法で年金の準備ができます。



すぐに受取って、 ご家族にものこすために

終身年金プラン

年金総額保証付終身年金

最短でご契約の2ヵ月後*から、

一生涯の年金を受取れます。

*据置期間0年で、年6回払または年12回払を選択した場合

選べる

安心して 長生きするために



年金総額保証付後厚終身年金



契約当初の年金額は抑えて、 将来多くの年金額を 一生涯受取れます。

選べる



* * *

むくわしくは5~6ページへ

決まった金額を 計画的に受取るために

指数でふやして 一定期間で受取るために



確定年金



据置期間と年金受取期間を定めて、 決まった金額を計画的に 受取れます。

選べる ^{通貨は}







*正式名称:指定通貨建積立利率金利連動型年金指数連動型年金特約11付



- この商品パンフレットでは、4つの商品について概要を説明しています。それぞれ商品内容、リスク、費用が 異なりますので、ご検討・お申込みにあたっては、該当商品の「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起 情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
- ご契約後に、通貨を変更することはできません。

終身年金プラン

年金総額保証付終身年金

最大120%到達まで年金受取保証



【契約年齢】0歳~89歳

ご注意

- この保険のリスクと費用について
- 為替相場や市場金利の変動によって損失が生じるおそれがあります。 • この保険にかかる費用は、契約初期費用、保険期間中の費用、外国通貨の お取扱いに必要となる費用の合計額です。

くわしくは 注意喚起情報 冒頭をご覧ください。



ご契約の 最短2ヵ月後*から、 一生涯の年金を 受取れます。

*据置期間 0 年で、年 6 回払または 年 12 回払を選択した場合

【イメージ図】

-0



年金受取総額は、 契約通貨建で

一時払保険料の最大120% が最低保証されます。

●保証金額割合について

保証金額割合が高くなるにつれ、年金年額は抑えられますが、 受取保証期間は長くなります。

【イメージ図】 年金年額 保証金額割合 120% (長) 受取保証期間 短

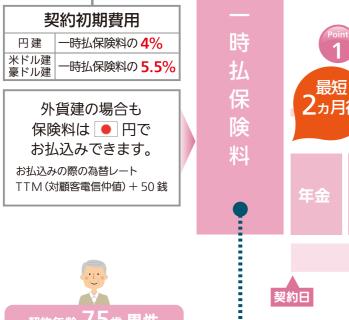


万一の場合でも、 受取保証期間中は ご家族が年金を 引き継げます。

● 据置期間と保証金額について

契約通貨	据置期間	保証金額
円建	0年~10年 (1年単位)	基本給付金額と年金原資のいずれか大きい金額
米ドル建豪ドル建	0・5・10・ 15・20年	基本給付(保険)金額と年金原資のいずれか大きい金額 ※ (保証会額制金 < 100% - 110% - 120% >
\$1 70 KE	13 20 1	保証金額割合<100%・110%・120%>

- ※年金受取開始日の被保険者年齢が90歳を超える据置期間は選択できません。
- ※市場金利情勢等によっては、選択できない据置期間がある場合があります。
- ※据置期間が0年の場合、契約日が年金受取開始日となるため、死亡給付金、解約のお取扱いはありません。



■毎月467*ドルを被保険者が存命の限り

<u>ー生涯</u> お受取り (年間 **5,608***ドル)

年金受取期間 に万一の場合 年金 年金 年金 年金

契約年齡 75歳 男性

- ・契約通貨:米ドル建
- ・一時払保険料:10万米ドル
- •据置期間:0年
- •保証金額割合:120%
- •年12回払
- 積立利率: 3.00%
- ・契約者・被保険者:ご本人

年金受取総額 123,383*ドル 受取保証期間22年(この期間中に万一のことが

一時払保険料比**123.3**%

あってもご家族が残りの年金を引き継げます)

ご家族が引き継ぐ

一生涯の年金受取 (ご存命の限り、年金を受取れます)



年金のお受取りについて

外貨建の場合も、● 円で受取れます

10万

米ドル

円で受取る際の、為替手数料は無料です。 ※お受取りの際の為替レート: TTM (対顧客電信仲値)

▲ 為替相場の変動により、円での年金受取額は <u>■</u> 変動します。

毎月受取れます

年金受取回数は、年1回払・2回払・4回払・6回払・ 12回払よりお選びいただけます。

※円建で据置期間0年(即時払年金特則付加)の場合、 年1回払はご選択いただけません。



上記の年金額等は、積立利率等を仮定して一定条件により試算したもので、表示未満の端数を切り捨てて表示しています。 個別の試算内容につきましては、試算設計書にてご確認ください。また、実際のご契約内容につきましては、保険証券に ご注意 記載されるとおりとなりますのでご確認ください。

ながいき年金プラン

年金総額保証付後厚終身年金

100%到達まで年金受取保証

契約通貨

【契約年齢】50歳~85歳





- この保険のリスクと費用について
- 為替相場や市場金利の変動によって損失が生じるおそれがあります。 • この保険にかかる費用は、契約初期費用、保険期間中の費用、外国通貨の
- お取扱いに必要となる費用の合計額です。

くわしくは 注意喚起情報 冒頭をご覧ください。



ご契約の1年後から、 - 時払保険料の約1%の 年金を毎年受取れます。

前期年金受取期間

Point

後期年金受取期間*は、 前期にくらべ多くの年金額を 一生涯受取れます。

*開始時期(年金額変更日)は、ご契約時に契約後 5年目~20年目で任意に設定いただきます。

後期年金受取期間



年金受取総額は、 契約通貨建で 一時払保険料の 100%が

最低保証されます。



万一の場合でも、 受取保証期間中は ご家族が年金を 引き継げます。

●据置期間、前期年金受取期間と保証金額について

据置期間	前期年金受取期間	保証金額
0年	5年~20年(1年単位)	一時払保険料と同額

※初回の年金のお受取りは、契約日の1年後となります。

※据置期間が0年であることにより、契約日が年金受取開始日となるため、死亡給付金、解約のお取扱いはありません。



●年金受取総額の推移

100%到達

被保険者年齢(契約日から)	80 歳時 (21年目)	90 歳時 (31年目)	95歳時 (36年目)	100歳時 (41年目)
年金受取総額	104,072*ドル	165,899*หม	196,813*หม	227,726米ドル
一時払保険料比	104.0%	165.8%	196.8%	227.7%

※上記表中、90歳時以後の年金受取総額は、被保険者が生存したと仮定した場合の受取金額で、将来にわたってその受取を 保証するものではありません。

契約初期費用

一時払保険料の5.5%

保険料は ● 円でも お払込みできます。

お払込みの際の為替レート TTM (対顧客電信仲値) + 50 銭



契約年齡 60歳 男性

前提条件

- ・契約通貨:米ドル建
- ・一時払保険料:10万米ドル
- •年1回払
- •積立利率:3.00%
- ・契約者・被保険者:ご本人



年金 年金 年金

毎年6,182

年金

年金

*ドルを被保険者が存命の限り

年金 年金

年金

年金

お受取り

年金

年金

年金

年金

後期年金受取期間

- •前期年金受取期間:5年

10万 米ドル

受取保証期間21年(この期間中に万一のことがあっ

契約日

年金受取総額 104,072*ドル

年金額変更日

一時払保険料比 **104.0**%

てもご家族が残りの年金を引き継げます)

一生涯の年金受取 (ご存命の限り、年金を受取れます)



6



年金のお受取りについて



円で受取る際の、為替手数料は無料です。 ※お受取りの際の為替レート: **TTM** (対顧客電信仲値)

<u>→</u> 変動します。

毎月受取れます

年金受取回数は、年1回払・2回払・4回払・6回払・ 12回払よりお選びいただけます。

※前期年金受取期間中の受取回数は、年1回払のみとなります。



上記の年金額等は、積立利率等を仮定して一定条件により試算したもので、表示未満の端数を切り捨てて表示しています。 個別の試算内容につきましては、試算設計書にてご確認ください。また、実際のご契約内容につきましては、保険証券に ご注意 記載されるとおりとなりますのでご確認ください。

確定年金プラン

確定年金

全期間年金受取保証



【契約年齢】0歳~89歳

• 為替相場や市場金利の変動によって損失が生じるおそれがあります。

ご注意

- この保険のリスクと費用について
- この保険にかかる費用は、契約初期費用、保険期間中の費用、外国通貨の お取扱いに必要となる費用の合計額です。

くわしくは 注意喚起情報 冒頭をご覧ください。



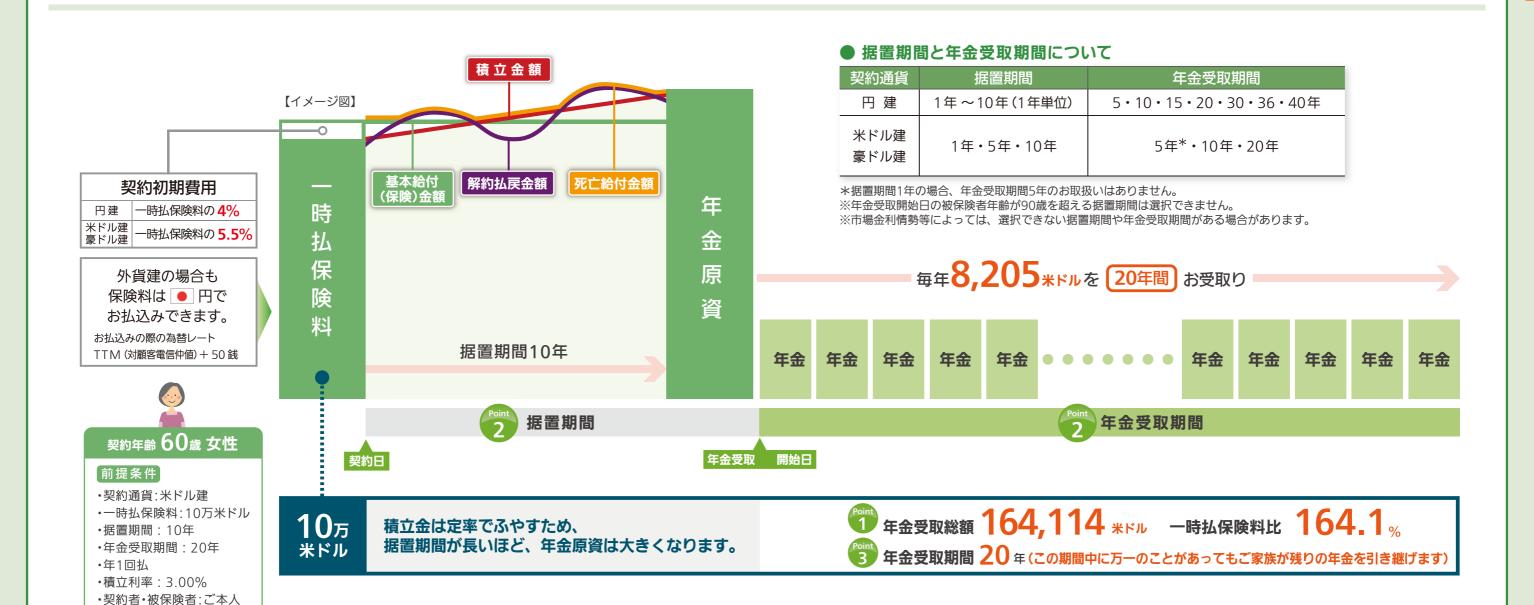
ご契約時に契約通貨建の 年金受取総額が確定します。



据置期間や 年金受取期間を、 柔軟に設定できます。



万一の場合でも、 年金受取期間中は ご家族が年金を引き継げます。





年金のお受取りについて

外貨建の場合も、●円で受取れます

円で受取る際の、為替手数料は無料です。 ※お受取りの際の為替レート: TTM (対顧客電信仲値)

<u>→</u> 変動します。

毎月受取れます

年金受取回数は、年1回払・2回払・4回払・6回払・ 12回払よりお選びいただけます。



上記の年金額等は、積立利率等を仮定して一定条件により試算したもので、表示未満の端数を切り捨てて表示しています。 個別の試算内容につきましては、試算設計書にてご確認ください。また、実際のご契約内容につきましては、保険証券に ご注意 記載されるとおりとなりますのでご確認ください。

指数連動プラン

確定年金指数連動型

全期間年金受取保証



【契約年齢】0歳~80歳



ご注意

この保険のリスクと費用について

- 為替相場や市場金利の変動によって損失が生じるおそれがあります。
- この保険にかかる費用は、保険期間中の費用、外国通貨のお取扱いに必要と なる費用、解約時等にご負担いただく費用(解約控除)の合計額です。

くわしくは 注意喚起情報 冒頭をご覧ください。



年金受取総額は、 指定通貨建で一時払保険料 以上の金額が最低保証され



据置期間中は、マーケットに おける指数の動きに応じて 積立金を「ふやす」ことが できます。



指数は、

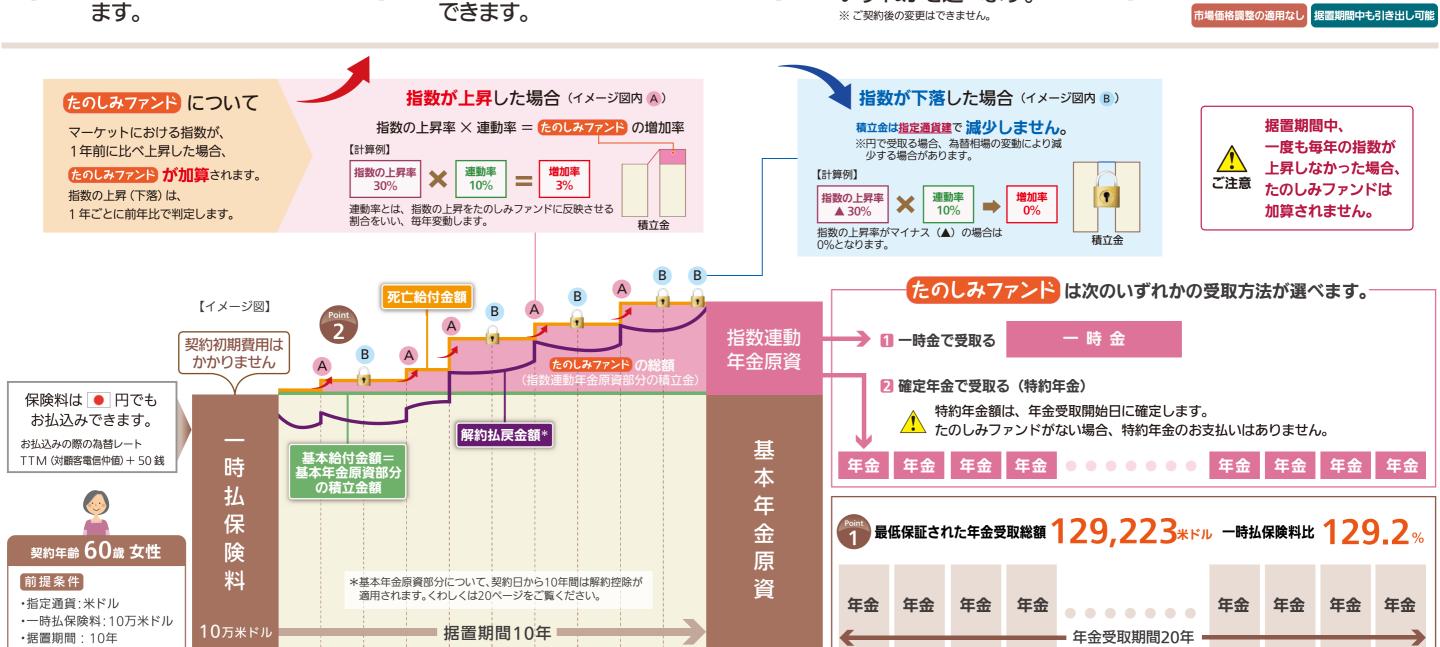
日経平均株価 S&P 500[®] いずれかを選べます。

※ ご契約後の変更はできません。



たのしみファンドは

一時金でも年金でも 受取ることができます。





•年1回払

•年金受取期間:20年

•積立利率: 3.00% ・契約者・被保険者:ご本人

年金のお受取りについて

● 円で受取れます

円で受取る際の、為替手数料は無料です。 ※お受取りの際の為替レート: TTM (対顧客電信仲値)

契約日

為替相場の変動により、円での年金受取額は △ 変動します。

毎月受取れます

据置期間(5年・10年から選べます)

年金受取回数は、年1回払・2回払・4回払・6回払・ 12回払よりお選びいただけます。

※年金受取回数は、年金受取開始時にご選択いただけます。



上記の年金額等は、積立利率等を仮定して一定条件により試算したもので、表示未満の端数を切り捨てて表示しています。 個別の試算内容につきましては、試算設計書にてご確認ください。また、実際のご契約内容につきましては、保険証券に ご注意 記載されるとおりとなりますのでご確認ください。

年金受取期間(10年・20年から選べます)

年金受取開始日

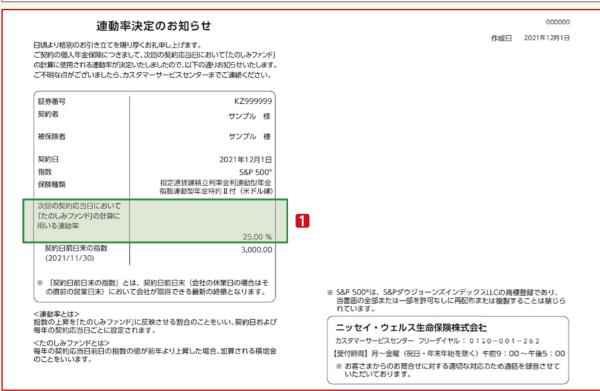
指数連動プラン ~積立金のふえるしくみとお客さま

≥ 初年度のお知らせ

1 次回の契約応当日における「たのしみファンド」の計算に用いる「連動率」

連動率は、指数の上昇を たのしみファント に反映させる割合のことをいい、契約日および 毎年の契約応当日ごとに設定されます。 連動率は毎年変動し、指数の上昇(下落)率判定の 1年前にマーケット状況*¹やご契約に適用されている積立利率に応じて決定されます。 [連動率の計算式]連動率(%)=積立利率÷コールオプション料を想定元本*2で割った率

- *1対象となる指数の価格や、価格変動の大きさ(ボラティリティ)、市場金利など
- *2オプション取引で実際に受け渡しされる金額を計算するための想定上(名目上)の元本のことをいいます。



※掲載している各書類は見本となります。また、記載内容などは将来変更されることあります。

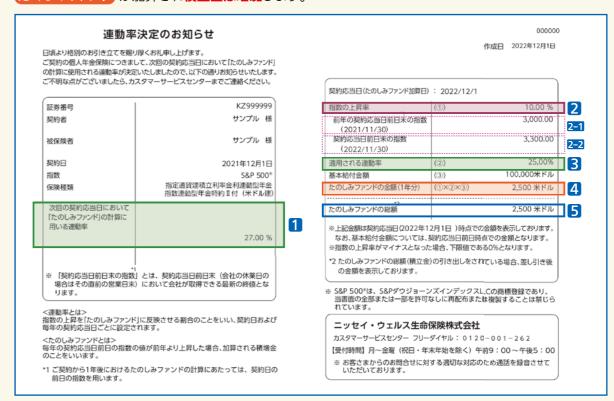
11

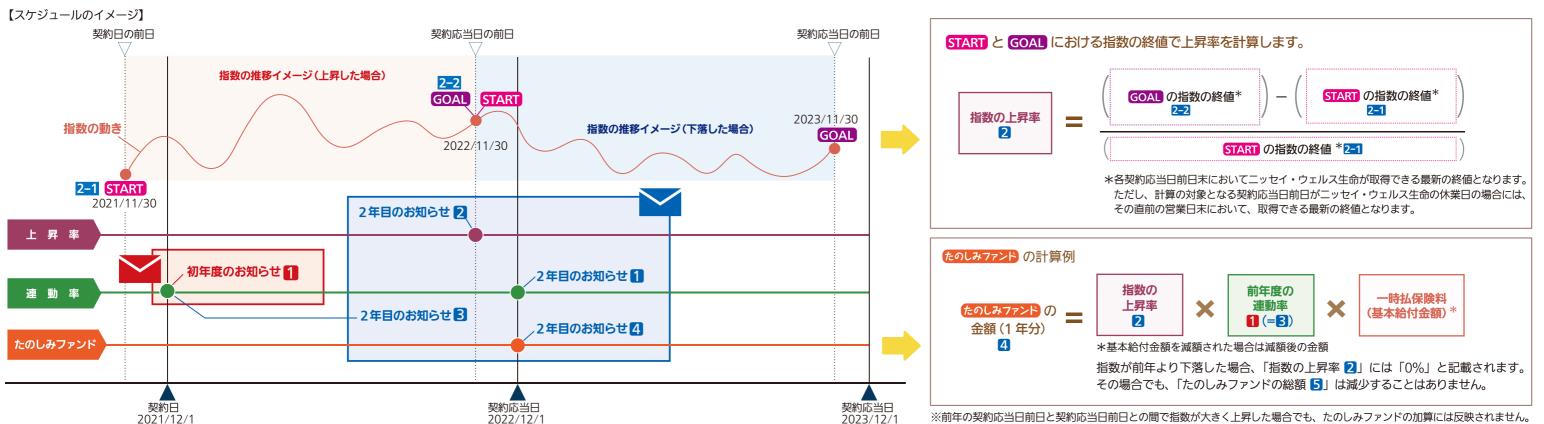
向けのお知らせについて~

一 次年度(2年目)以降のお知らせ

- 1 次回の契約応当日における「たのしみファンド」の計算に用いる「連動率」
- 2 前年度の「指数の上昇率」
- 3 前年度の「連動率」
- 4 今回加算される「たのしみファンド」(1年分)
- 5 「たのしみファンド」の総額」

指数の変動は1年ごとに前年比で判定するので、据置期間中1年でも上昇局面があれば たのしみファンド が加算され積立金は増加します。





新為替ターゲット特約について 🌉 🍱





外貨建の年金を円で受取る際の、 為替リスクに備えることができます

新為替ターゲット特約を付加することで、年金受取日の為替レートがお客さまが 指定したレート(為替ターゲットレート)より円高になった場合、外貨のまま年金を 据え置きます。据え置かれた年金は、次回以降の年金受取日に、為替ターゲッ トレート以上の円安になった際にまとめてお受取りいただきます。

※指数連動プランの場合、特約年金についても同様に取扱います。

年金を円で受取る際の、為替手数料は無料です。

※年金受取の円換算時の為替レート: TTM (対顧客電信仲値)

●ご指定いただける為替ターゲットレートの範囲



}50円~200円



為替ターゲットレートは、 お電話で変更できます。

※毎年の年金受取日を基準とし、年単位で適用されます。 (適用されるレートの変更は年1回となります。)

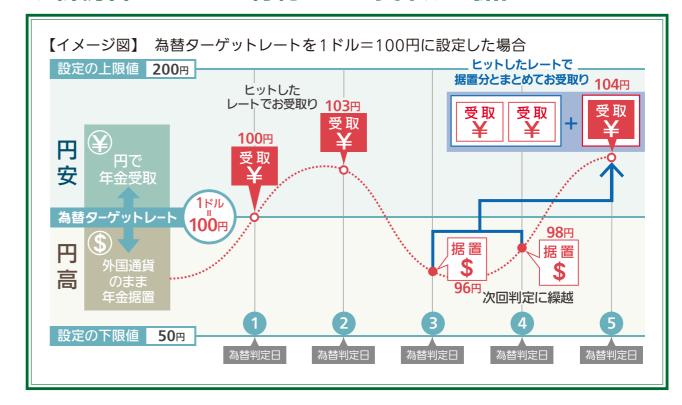
お手続きは裏面の カスタマーサービス

据え置かれた年金と利息は、 外国通貨または円で引き出す ことができます。

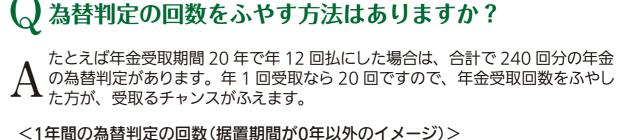
※据え置かれた全額の引き出しとなります。



●新為替ターゲット特約による受取り・据置イメージ



●年金を分割受取しても、毎回為替判定を行います。



- ●年12回払 1 --- 2 --- 3 --- 4 --- 5 --- 6 --- 7 --- 8 --- 9 --- 10 --- 11 --- 12 --- 13 --- >



- この特約によって、すべての為替リスクを回避できるものではありません。
- 年金受取の最終分(据置年金があった場合は据置年金とその利息を含みます)については、最後の 為替判定日の為替レートが為替ターゲットレートより円高の場合、外国通貨でお受取りいただきます。 ただし、年金受取人からのお申し出があった場合は、円で年金をお受取りいただくことが可能です。

死亡給付金について

継続年金について

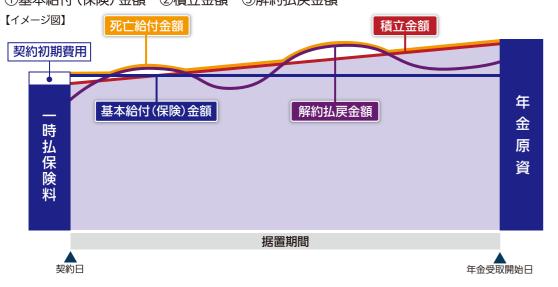
据置期間中に被保険者が亡くなられたときは、死亡給付金を死亡給付金受取人に お受取りいただきます。

■死亡給付金額

終身年金プラン

確定年金プラン

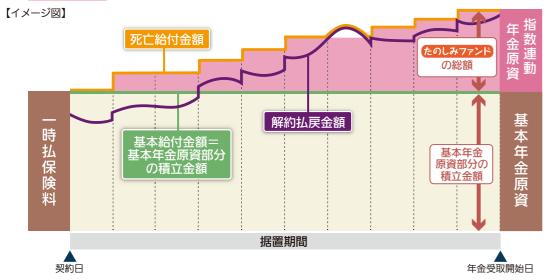
被保険者が亡くなられた時点における次のいずれか大きい金額となります。 ①基本給付(保険)金額 ②積立金額 ③解約払戻金額



指数連動プラン

被保険者が亡くなられた時点における次のいずれか大きい金額となります。

① たのしみファント の総額と基本年金原資部分の積立金額の合計額 ②解約払戻金額



※「ながいき年金プラン」および「終身年金プラン」で据置期間が0年の場合、契約日が年金受取開始日となるため、 死亡給付金のお取扱いはありません。

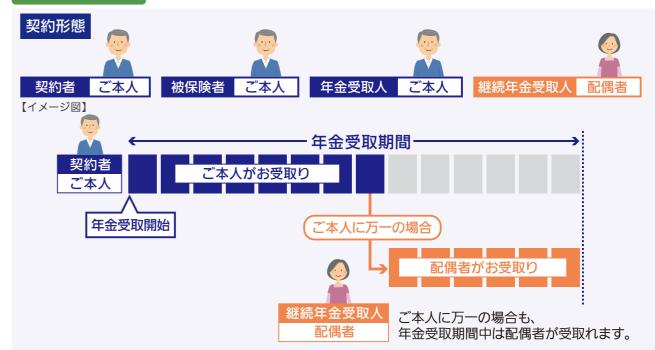


死亡給付金の免責事由(死亡給付金受取人の故意による被保険者の死亡等)に該当した場合等、死亡給付金を お支払いできないことがあります。くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

年金受取期間中に被保険者が亡くなられたときは、継続年金受取人を指定することで、 残りの期間*の年金(継続年金)をご家族に引き継げます。

- *残りの期間はプランごとに以下のとおりとなります。
- ・終身年金プラン、ながいき年金プラン:残りの受取保証期間
- ・確定年金プラン、指数連動プラン:残りの年金受取期間

確定年金プランの場合



※「確定年金プラン」かつ円建の場合、継続年金の受取にかえて、死亡一時金で受取ることもできます

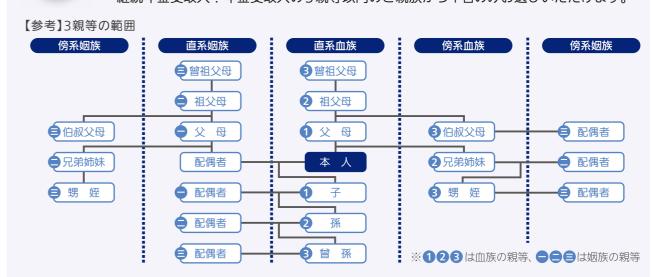
継続年金は一括受取もできますが、その場合は市場価格調整が適用されます。 市場価格調整については20ページをご覧ください。

※「指数連動プラン」の場合、解約控除が適用される場合があります。



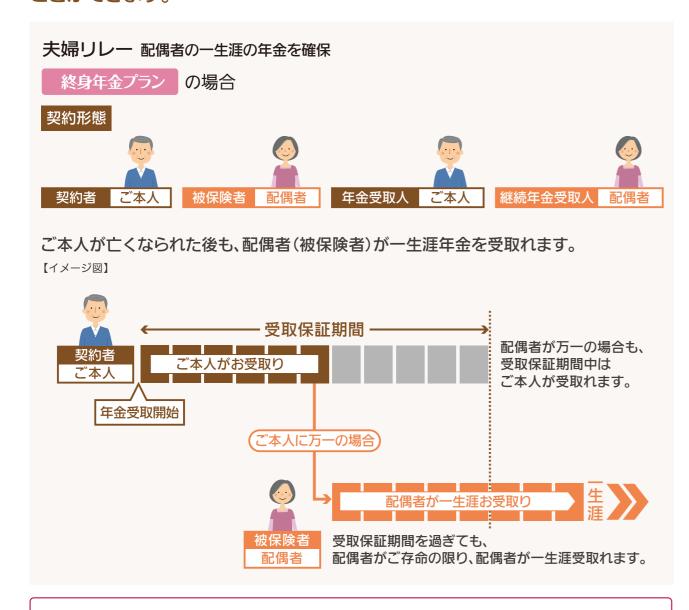
指定できる死亡給付金受取人、継続年金受取人の範囲

- 死亡給付金受取人:被保険者の3親等以内のご親族から複数名お選びいただけます。 ※1%単位で合計が100%となるようご指定いただきます。
- 継続年金受取人:年金受取人の3親等以内のご親族から1名のみお選びいただけます。



年金保険をリレーする

ご家族を被保険者や継続年金受取人に指定して、年金を引き継いでいくことができます。





- 被保険者が亡くなられた場合、受取保証期間経過後の年金のお受取りはありません。
- で注意 ・ 年金受取人が亡くなられた場合、年金受給権(年金として受取る権利)が相続税の対象となります。

■契約形態の例



契約形態	契約者	被保険者	年金受取人	継続年金受取人
夫婦リレー	夫	妻	夫	妻
親子リレー	親	子	親	子
孫リレー*	祖父母	孫	祖父母	孫

^{*}孫の親(祖父母の子)が存命中に、祖父母の相続が発生し、相続人でない孫が年金を引き継いだ場合、相続税の2割加算の対象となります。

■プランニングのポイント

のこしたいご家族を**被保険者**および**継続年金受取人**に指定することで、ご家族が**一生涯に わたり**年金を受取れます。

年金受取開始後に相続が発生した場合、年金は継続年金受取人の固有の財産*となります。

*ただし、最高裁の判決において、諸般の事情を考慮して相続人間に著しい不公平が生じる場合には、持ち戻しの対象となるとされています。



20

責任開始日/契約日/積立利率について

市場価格調整について

責任開始日について

お申込みされたご契約の保障が開始される時期のことをいい、ニッセイ・ウェルス生命が ご契約をお引き受けすることを決定(承諾)した場合、一時払保険料(相当額)を受取った日を 指します。

契約日について

プランによって以下の通りとなります。

終身年金プラン

ながいき年金プラン

確定年金プラン

責任開始日と同日となります。

指数連動プラン

責任開始日に応じて次のとおりとなります。

責任開始日	契約日
1日から15日	責任開始日の属する月の翌月 1日
16日から末日	責任開始日の属する月の翌月16日

積立利率について

終身年金プランながいき年金プラン確定年金プラン

契約日ごとに毎月2回(1日~15日、16日~末日)設定されます。



契約日時点の積立利率が適用されます。

たとえば申込日が「1日~15日」でも、契約日が「16日~末日」となる場合には、契約日時点で の積立利率が適用されますので、申込日時点での積立利率と異なる可能性があります。

指数連動プラン

責任開始日ごとに毎月2回(1日 ~ 15 日、16 日~末日)設定されます。



契約日時点の被保険者年齢に対応する積立利率が適用されます。

契約日は、責任開始日に応じて翌月の1日または16日となることから、申込日時点や責任開始日 時点の年齢による積立利率と異なる場合があります。

市場価格調整について

市場価格調整とは、「据置期間中の解約払戻金の受取」、「年金の一括受取」等の際に、 その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法です。

ご契約時点よりも**市場金利が高く**なると**資産価値は減少**し、一方、ご契約時点よりも 市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。したがって、 解約払戻金額や年金一括受取金額は一時払保険料を下回る可能性があります。

▼ 解約 (減額) について

年金受取開始日前であればいつでも、解約(減額)をして解約払戻金を受取ることができます。 解約払戻金額は、解約計算基準日における次の金額となります。

確定年金プラン

解約払戻金額 = 積立金額 × (1-市場価格調整率)

指数連動プラン



契約日から 10 年間は、経過年数に応じた解約控除率(0.5% ~ 5.0%)が適用されます(たのしみファンドの総額 には、市場価格調整率や解約控除率は適用されません)。

※「ながいき年金プラン」および「終身年金プラン」で据置期間が0年の場合、解約(減額)のお取扱いはありません。

▼年金の一括受取について

年金受取開始日以後、年金受取人が将来の年金受取にかえて、未払年金の現価を一括して 受取ることができます。

年金一括受取額は、年金一括受取計算基準日における次の金額となります。

ながいき年金プラン ―

確定年金プラン

年金一括受取額 = 基準となる金額*X(1-市場価格調整率)

- *基準となる金額はプランごとに以下のとおりとなります。
- 終身年金プラン、ながいき年金プラン: 受取保証部分の未払年金の現価(据置期間が0年の場合、年金受取日後の 支払期日が未到来の年金の現価との合計額)
- 確定年金プラン: 残余年金受取期間に対する未払年金の現価

指数連動プラン

年金一括受取額 = 残余年金受取期間に対する基本年金原資部分 × (1 - 市場価格調整率 - 解約控除率



残余年金受取期間に対する未払特約年金の現価

契約日から 10 年間は、経過年数に応じた解約控除率(0.5%~5.0%)が適用されます。

税金のお取扱いについて

▼生命保険料控除について

お払込みいただいた保険料は、払込まれた年*の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

- *契約日が属する年が基準となります。
- ※個人年金保険料控除の対象ではありません。

▼解約払戻金(解約差益)に対する課税

年金種類	契約後5年以内の解約	契約後5年超の解約
年金総額保証付終身年金	所得税(一時所得)+住民税	
確定年金	源泉分離課税	所得税(一時所得)+住民税

[※]年金総額保証付終身年金(据置期間0年)および年金総額保証付後厚終身年金の場合、契約日が年金受取開始日となるため、 解約のお取扱いはありません。

▼死亡給付金に対する課税

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	配偶者(または子)	子(または配偶者)	贈与税

[※]年金総額保証付終身年金(据置期間0年)および年金総額保証付後厚終身年金の場合、契約日が年金受取開始日となるため、 死亡給付金のお取扱いはありません。

▼たのしみファンドの総額からの引き出しに対する課税 (「指数連動プラン」の場合)

引き出した積立金額に相当する保険料が所得計算上の必要経費となります。

- •引き出した積立金額より一時払保険料残額*が大きい場合:課税されません。
- •引き出した積立金額より一時払保険料残額*が小さい場合:積立金額と一時払保険料残額の差額に対し、次のとおり課税されます(確定年金の場合)。

契約後5年以內	契約後5年超
源泉分離課税	所得税(一時所得)+住民税

^{*}一時払保険料残額は、一時払保険料から、すでに引き出した積立金の合計額に相当する保険料(基本給付金額を減額された場合は、 その解約払戻金額に相当する保険料を含む)を差し引いた金額(マイナスの場合はゼロ)となります。

▼指数連動年金原資の一時受取に対する課税 (「指数連動プラン」の場合)

据置期間5年	据置期間10年
源泉分離課税	所得税(一時所得)+ 住民税

[※]契約者と年金受取人が異なる場合、一時受取額に対し贈与税が課税されます。

▼年金に対する課税(契約者=年金受取人の場合)

		- •	
年金種類	年金の受取時	未払年金の一括受取時	
年金総額保証付終身年金		所得税(雑所得)+住民税	
年金総額保証付後厚終身年金	所得税(雑所得)+住民税	別時低(推別時)工匠成	
確定年金		所得税(一時所得)+住民税	

[※]契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取開始時に年金受給権の評価額に対し贈与税が課税されます。また、毎年の年金 受取時に所得税(雑所得)・住民税が課税されます。

▼税務取扱上の換算基準日と適用為替レート(*ドル建/豪ドル建の場合) ■ 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000 | 2000

この保険は日本において契約される生命保険契約であることから、税金のお取扱いにつきましては、一般的に 下記の基準により外貨を円に換算した上で、円建の生命保険と同様に取扱います。

対 象	対 象 換算基準日	
保険料	一時払保険料の受領日	TTM (対顧客電信仲値)
死亡給付金	支払事由発生日(相続税・贈与税の対象となる場合)	TTB(対顧客電信買相場)
% L 和 10 並	支払事由発生日(所得税の対象となる場合)	TTM (対顧客電信仲値)
年金	年金受取日	TTM(対顧客電信仲値)
指数連動年金原資の	年金受取開始日(源泉分離課税の対象となる場合)	TTB(対顧客電信買相場)
一時受取	年金受取開始日(所得税の対象となる場合)	TTM(対顧客電信仲値)
年金の一括受取	必要書類のニッセイ・ウェルス生命到着日	TTM (対顧客電信仲値)
たのしみファンドの 総額の引き出し	必要書類のニッセイ・ウェルス生命到着日 (源泉分離課税の対象となる場合)	TTB(対顧客電信買相場)
解約払戻金	必要書類のニッセイ・ウェルス生命到着日 (所得税の対象となる場合)	TTM (対顧客電信仲値)

- *ニッセイ・ウェルス生命が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における最終の値となります。
- ※保険料円入金特約を付加した場合、上記の保険料については、円でお払込みいただいた金額となります。
- ※特約の付加により円でお受取りになる場合は、ニッセイ・ウェルス生命所定の為替レートによる円換算額を基準とします。



- 税務のお取扱いは2024年7月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、 個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。
- 所得税の納付に際しては、復興特別所得税等の付加税が別途課税されますのでご留意ください。

税金のお取扱いについて

▼年金受取にかかる税金の計算方法について(契約者=年金受取人の場合)

●年金受取にかかる税金の計算方法は以下のとおりとなります。





お受取りになった年金額から必要経費を差し引いた金額が雑所得となります。 雑所得は総合課税となりますので、他の所得と合算された金額で税率等が決まります。 そのため、年金をお受取りになる方の所得金額によって税額が異なります。

●必要経費の計算方法は以下のとおりとなります。

必要経費は1年間(課税対象となる期間)に受取った年金年額に必要経費割合を掛けた金額となります。 必要経費割合は一時払保険料と年金受取見込総額で計算されます。

必要経費

受取った 年金年額

一時払保険料

必要経費 年金受取見込総額*(1回目の年金年額×所定の期間) マル 地 古 年 3 位以下切り上げ ※小数点第3位以下切り上げ

*年金総額保証付後厚終身年金の年金受取見込総額は以下の式により算出されます。 前期年金年額×前期年金受取期間+後期年金年額×(所定の期間-前期年金受取期間)

◆「所定の期間」の算出基準

終身年金の場合	受取保証期間	もしくは	余命年数 のいずれか長い期間
確定年金の場合	年金受取期間		

◆必要経費計算用の余命年数表

余命年数は、所得税法施行令82条の3別表に定める年金受取開始日における年齢の余命年数となります。

年金受取開始日の年齢(一部抜粋)		60歳	65歳	70歳	75歳
余命年数	男	19年	15年	12年	8年
赤叩牛奴	女	23年	18年	14年	11年

●雑所得の計算例(年金総額保証付終身年金の場合)

【前提条件】被保険者:男性、70歳/一時払保険料:1,000万円/据置期間:0年/契約通貨:米ドル建/受取保証期間:30年 年金年額:4,000米ドル/為替レート:1米ドル=100円

【イメージ図】



所得税+住民税

=400.000円×30年* *受取保証期間30年>余命年数12年

=12.000.000円

必要経費 割合

=10,000,000円÷12,000,000円 =0.84 (小数点第3位以下切り上げ)

=400,000円×0.84 必要経費 雉所得金額 =336,000円

=年金年額-必要経費 =400,000円-336,000円 =64,000円

※契約通貨が外貨建の場合、税金の計算は全て円貨に換算のうえ行います。

●年金種類別 雑所得の試算一覧(概算)

【前提条件】契約年齢:60歳/一時払保険料:10万米ドル/契約通貨:米ドル建/年1回払

				男	性	女	性
年金種類	据置期間	保証金額割合 (年金受取期間)	積立利率	必要経費割合	雑所得	必要経費割合	雑所得
		100%	3.00%	0.97	19,255円	0.95	28,562円
年金総額保証付終身年金	0年	110%	3.00%	0.87	81,336円	0.89	62,380円
		120%	3.00%	0.80	121,525円	0.81	106,287円
年金総額保証付後厚終身年金 (前期年金受取期間:5年)	0年	100%	3.00%	0.97	24,112円	0.95	34,554円
確定年金	5年	(20年)	3.00%	0.71	266,851円	0.71	266,851円

※年金総額保証付後厚終身年金の必要経費割合は前期・後期同率です。雑所得の金額は後期年金受取期間のものを記載しています。



上記の金額は、年金受取にかかる雑所得の金額の概算をご理解いただくものであり、一時払保険料の円換算 時および年金受取時に毎回適用される為替レートを、1米ドル=130円と仮定して雑所得の金額等を計算し ています。実際のご契約における金額とは異なる場合がありますのでご注意ください。



年金所得者の申告不要制度

年金所得者の確定申告手続きの負担を減らすため、公的年金等に係る「確定申告不要制度」が設けられてい ます。下記の条件すべてに当てはまる場合、確定申告は不要です。

●公的年金等の収入金額の合計金額が 400万円以下 ②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20万円以下

- ※●の公的年金等の収入金額の合計が400万円以下であっても、それ以外の所得が20万円を超える場合は確定申告が必要です。
- ※2の所得金額とは①以外の総収入金額(給与所得・生命保険や共済などの契約に基づく年金・生命保険の満期返戻金など)から 必要経費などを差し引いた金額です。
- ※公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合に適用となります。
- ※住民税については、申告が必要となる場合があります。



- 税務のお取扱いは2024年7月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、 個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。
- 所得税の納付に際しては、復興特別所得税等の付加税が別途課税されますのでご留意ください。

請求可能です。

「保険契約者代理特約」「指定代理請求特約」について

特約名称	特約概要	契約に関する 手続きの代理	保険金等の 請求の代理	契約内容照会
保険契約者 代理特約	契約者が、契約に関するお手続きの意思表示が困難であると判断される場合などには、契約者にかわり、保険契約者代理人が所定の手続きを行うことができます。 ※年金受取開始後は「契約者」を「年金受取人」と読み替えます。	0	○ 契約者と受取人 が同一人の場合	
	① で家族登録制度 契約者は保険契約者代理人と契約内容を 共有することができます。			0
指定代理請求特約	被保険者が受取人となる年金について、被保険者が年金の請求を行う意思表示が困難であると判断される場合などには、被保険者にかわり、指定代理請求人が年金の代理請求を行うことができます。		0	

※意思能力の確認には、診断書等が必要となります。

保険契約者代理特約

たとえばこんなときに役立ちます!



契約者のためにまとまった お金が必要だけど 認知症で解約の手続きが できない…

どんな内容の保険に 入っていたんだっけ…



保険契約者代理特約を活用すると…

あらかじめ指定された保険契約者代理人が 手続可能です。

保険契約者代理人の口座で受け取ることも可能です*。

*財産の帰属先はあくまでも契約者本人です。なお、 保険契約者代理人の□座で受け取れる金額には制限 があります。

保険契約者代理特約には ご家族登録制度 が 付帯されます。





■ 保険契約者代理人ができるお手続き例

対象となるお手続き		対象外 となるお手続き
□ 保険証券再発行 □ 住所変更 □ 減額・解約 □ 死亡給付金の請求		□ 契約者・保険契約者代理人・死亡給付金受取人の変更 □ 年金受取人・継続年金受取人・指定代理請求人の指定・変更 □ 指定代理請求人が代理することができる手続き
(死亡給付金受取人が契約者と同一人の場合)	等	等

※お手続きの内容によっては保険金等の受取人の同意等が必要となる場合があります(例:解約等の出金を伴うお手続き)。



- 代理手続きを行うにはニッセイ・ウェルス生命の承諾を得る必要があります。その他各種お取扱いには 制限があります。
- **ご注意** 特約についてくわしくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

指定代理請求特約

たとえばこんなときに役立ちます!



被保険者が入院中で 意識がないため 年金を請求できない…



あらかじめ指定された指定代理請求人が

指定代理請求特約を活用すると…

ただし、年金は指定代理請求人の口座では お受け取りできません。

■ 契約形態により年金を代理請求できる人が異なります。

契約者	被保険者	年金受取人	代理請求できる人	受取口座
Α	А		指定代理請求人	7 A 11 1 1 0
А	В		指定代理請求人	年金受取人の 口座のみ
Α	В	А	保険契約者代理人	日 <i>庄•////</i>

▼ 保険契約者代理人と指定代理請求人は、以下の範囲内から1名指定いただきます。

死亡給付金受取人や継続年金受取人と同一人とすることをおすすめします。

保険契約者代理人 契約者と次の関係にある人 指定代理請求人 被保険者と次の関係にある人

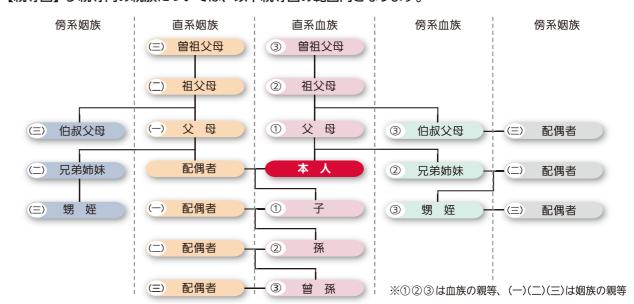
①戸籍上の配偶者 ②直系血族 ③兄弟姉妹 ④同居または生計を一にしている3親等内の親族

上記のほか、次の関係にある人で、ニッセイ・ウェルス生命が認めた人 ⑤同居または生計を一にしている人 ⑥財産管理を行っている人

⑦死亡給付金受取人・継続年金受取人 ⑧その他⑤⑥⑦と同等の関係にある人

※契約者と年金受取人が異なる契約で年金受取開始している場合は、「契約者」を「年金受取人」に読み替えます。 ※代理手続きを行う時点において、上記の範囲内である必要があります。

【親等図】3親等内の親族については、以下親等図の範囲内となります。



25 — ϵ -ажүүнд

契約概要

終身年金プラン

ながいき年金プラン

確定年金プラン

この「契約概要」は、ご契約内容等に関する重要な事項の うち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

▶お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに 主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」 に記載しておりますのでご確認ください。

この保険は、契約時に年金額が確定する保険料一時払の定額年金保険です。

この保険の正式名称は、契約通貨に応じて次のとおりとなります。

契約通貨(契約時に選択)	正式名称
● 円 建	積立利率金利連動型年金(A Ⅱ型)
米ドル建	積立利率金利連動型年金 (米ドル建) 年金額確定特約付
※ 豪ドル建	積立利率金利連動型年金(豪ドル建)

1 引受保険会社について

■ 名称: ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 ※この書面中、以下「当社」といいます。

■住所:〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1

■電話: [円建] 0120-037-560 [米ドル建・豪ドル建] 0120-001-262 (カスタマーサービスセンター)

■ ホームページ: www.nw-life.co.jp

2 この保険のしくみについて

- この保険は、積立金が当社所定の方法により計算された積立利率により運用され、将来 の年金額がご契約時点において契約通貨建で確定します。
- この保険は解約払戻金等の計算時に、市場金利に応じた資産の時価の変動を反映する しくみ(市場価格調整)となっております。
- ■契約通貨に応じて、ご選択いただける年金種類は次のとおりとなります。

年金種類契約通貨	年金総額保証付終身年金	年金総額保証付後厚終身年金	確定年金
● 円 建	0		0
米ドル建 豪ドル建	0	0	0

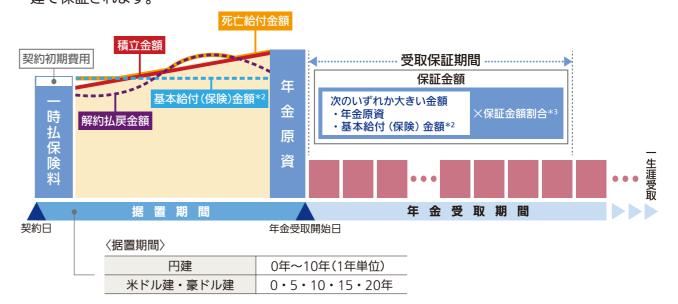
【しくみ図】

※次の図は、イメージをあらわしたものです。

年金総額保証付終身年金

受取保証あり

最短でご契約の2ヵ月後*1から年金受取を開始し、被保険者がご存命の限り一定額の年金をお受取りいただけます。また、被保険者の生死にかかわらず、お受取りいただく年金総額は、年金原資または基本給付(保険)金額*2のいずれか大きい金額に保証金額割合*3を乗じた金額が契約通貨建で保証されます。



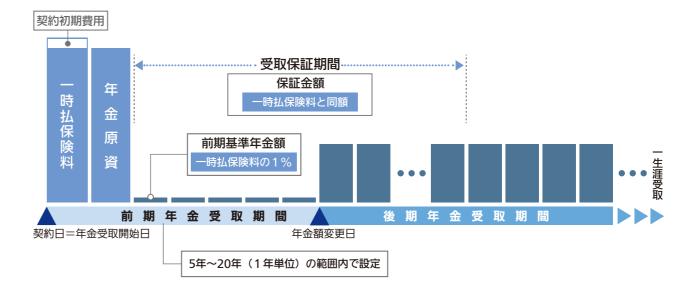
- *1 据置期間()年で、年金の受取回数が年6回払または年12回払の場合
- *2 円建・豪ドル建の場合は基本給付金額、米ドル建の場合は基本保険金額となります。この金額は、減額がない限り一時払保険料と同額となります。
- *3 保証金額割合は、次のとおりとなります。

円建:100%、米ドル建・豪ドル建:100%・110%・120%

年金総額保証付後厚終身年金 受取保証あり

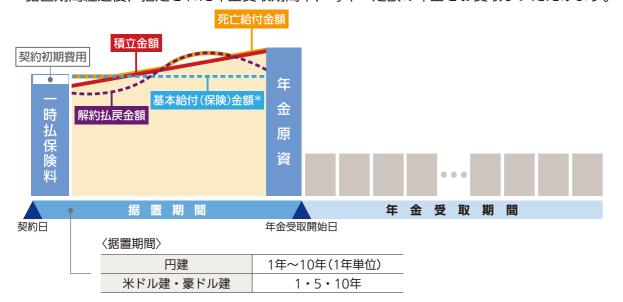
ご契約の1年後から年金受取を開始し、被保険者がご存命の限り年金をお受取りいただけます。 ご契約当初から一定期間の年金額を一時払保険料の1%相当に抑えることで、年金額変更日以後 の年金額が大きくなります。

また、被保険者の生死にかかわらず、お受取りいただく年金総額は、一時払保険料相当額が契約通貨建で保証されます。



確定年金 一定期間での受取 ● 円 建 ■ 米ドル建 2 豪ドル建

据置期間経過後、指定された年金受取期間中、毎年一定額の年金をお受取りいただけます。



*円建・豪ドル建の場合は基本給付金額、米ドル建の場合は基本保険金額となります。この金額は、減額がない限り 一時払保険料と同額となります。

3 この保険の市場リスク・為替リスクについて

- ■この保険は、据置期間中の解約払戻金額、年金受取期間中の年金の一括受取額等に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額等が一時払保険料を下回り、 損失が生じるおそれがあります。
- ■契約通貨が米ドル建や豪ドル建の場合、為替相場の変動により、年金等の受取時円換算額が、一時払保険料や年金等の契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

4 お客さまにご負担いただく費用があります。

くわしくは 注意喚起情報 冒頭をご覧ください。

5 積立利率について

■積立利率は、毎月2回設定され、それぞれ契約日が「1日~15日」「16日~末日」となるご契約に適用されます。契約日時点の積立利率が適用されますので、申込日時点の積立利率と異なる可能性があります。

※契約日とは、当社がご契約をお引受けすることを決定(承諾)した場合、一時払保険料(相当額)を受取った日を指します。

■積立利率とは、積立金に適用される利率をいい、基準金利に安全率を適用した率から、保険契約関係費率を差し引いて設定されます。

□積立利率の計算方法



用語について

基準金利	置期間、年金受取期間等に基づき定まる当社所定の期間を残存期間とするには、	
安全率	加幅等を勘案して当社が定めた率 (契約通貨に応じた範囲内*2で設定) 合:-0.5%~+1.0%、米ドル建・豪ドル建の場合:-0.5%~+1.5%	
	新契約費率	ご契約の締結に必要な費用 ※円建の場合、新契約費率は控除されません。
保険契約関係費率	維持費率	ご契約の維持に必要な費用
	死亡保障費率	死亡給付金のお支払いに必要な費用

- ■適用された積立利率は、据置期間、年金受取期間を通じて一定です。
- ■据置期間中の積立金額は、積立金(一時払保険料から契約初期費用を差し引いたもの)に対して、 ご契約時に適用される積立利率によって計算されます。

そのため、積立利率は一時払保険料に対する実質的な利回りとは異なります。

6 ご契約のお取扱いについて

	契約通貨		● 円 建	米ドル建	※ 豪ドル建	
契約年齢 (被保険者の満年齢) 年金総額保証付 終身年金 年金総額保証付 後厚終身年金		命)	契約年齢は、年金種類・契約通貨に応じた下記の範囲内となります。			
		付	6歳~89歳 0歳~89歳			
				50歳~	~85歳	
	確定年金			0歳~89歳		
_	-時払保険料/年	金額	一時払保険料・年金額のる	お取扱いは下記の①②を満	たす範囲内となります。	
		e /rr	200万円	20,000米ドル (100米ドル)	20,000豪ドル (100豪ドル)	
	①一時払保険料 (保険料単位)	最低	(1万円)	円入金時: 200万円(1万円) ※保険料円入金特約付加		
		最高	契約年的	- 鈴が70歳以上の場合:5億	円*1・2	
	②年金額*3	最低	10万円	円での受取:1,000米ドル/豪ドル 外貨での受取:6,000米ドル/豪ドル		
	© 1 22 DK	最高	3,000万円*1·2			
	保険料払込方法	去	一時払のみ(指定金融機関口座への送金扱いのみ)			
	契約者		被保険者の3親等以内のご親族			
	死亡給付金受取	人	被保険者の3親等以内のご親族から複数名お選びいただけます。 ※1%単位で合計が100%となるようご指定いただきます。			
	年金受取人		契約者または被保険者			
継続年金受取人		(年金受取期間中に年金受取人が亡くなられた場合、継続年金受取人に残りの期間の年金をお受取りいただけます。継続年金受取人は、年金受取人の3親等以内のご親族から1名のみお選びいただけます。			
その他取扱について		17	ご選択されるプランに。〇外貨建の場合:年金型契約	基本給付(保険)金額の増額 はっては、上記に加え、次の 受取期間の延長・短縮、積 者貸付、年金種類の変更 年)の場合:解約・減額、	のお取扱いもありません。 立金の引き出し、	

- *1 円換算にあたっては、契約日が属する年度の当社が定める通算為替レートを用います。
- *2 同一被保険者で当社が定める他の一時払定額年金保険契約がある場合は、年金額を通算して3,000万円(かつ契約年齢が70歳以上の場合は一時払保険料で5億円)を超えることはできません。
- *3 年金総額保証付後厚終身年金の場合、後期年金受取期間の年金額を基準とします。
- ※ 具体的なご契約内容については、「契約申込書(情報端末のお手続き画面を含みます)」にてご確認ください。

7 配当金について

この保険に配当金はありません。

8 年金のお取扱いについて

■年金のお取扱いの範囲は、契約通貨に応じて次のとおりとなります。

● 円 建

年金種類	据置期間*1	年金受取開始年齢*2	年金受取期間/保証金額
年金総額保証付 終身年金	0年~10年 (1年単位)	16歳~90歳	年金原資と基本給付金額の いずれか大きい金額
確定年金	1年~10年 (1年単位)	1歳~90歳	5年・10年・15年・20年 30年・36年・40年

※ 豪ドル建 ※ 豪ドル建

年金種類	据置期間*1	年金受取開始年齢*2	年金受取期間/保証金額		
	0年	16歳~89歳			
	5年		 年金原資と基本給付(保険)金額のいずれか		
年金総額保証付 終身年金	10年	16歳~90歳	大きい金額に保証金額割合を乗じた金額		
7.00	15年		〈保証金額割合:100%・110%・120%〉		
	20年	20歳~90歳			
年金総額保証付 後厚終身年金	0年	50歳~85歳 年金額変更年齢: 55歳~90歳* ³	一時払保険料と同額		
	1年	1歳~90歳	10年・20年		
確定年金	5年	5歳~90歳	F年、10年、20年		
	10年	10歳~90歳	5年・10年・20年		

- *1 据置期間0年の場合、年金の受取開始は、年金種類に応じて次のとおりとなります。
 - ・年金総額保証付終身年金:最短でご契約の2ヵ月後(年金受取回数が年6回払、年12回払の場合)
 - •年金総額保証付後厚終身年金:1年後
- *2年金受取期間または受取保証部分の期間満了時の被保険者の年齢が120歳を超えることはできません。
- *3年金受取開始年齢から5年~20年の範囲内(1年単位)でのご指定となります。
- ※円建において、年金開始日において年金額が10万円に満たない場合には、年金によるお支払いを行わず、年金受取開始日前日末の積立金(年金原資)に市場価格調整を適用した金額をご契約者にお支払してご契約は消滅します。 ※市場金利情勢等によっては、ご選択いただけない据置期間や年金種類、年金受取期間がある場合があります。

- ■年金のお受取りにかえて一括でお受取りいただくこともできます。この場合、市場価格調整が 適用され、受取総額が一時払保険料を下回る可能性があります。
- ■1年間の年金の受取回数は、次の中からご選択いただけます。

年金受取回数		年1回払	年2回払	年4回払	年6回払*1	年12回払	
	契約通貨 受取通貨			(6ヵ月ごと)	(3ヵ月ごと)	(2ヵ月ごと)	(1ヵ月ごと)
	円建	円	10万円		3万円		
1回の 最低受取額	米ドル建	円*4	1,000ドル		500ドル		250ドル
4X EV X 4X UK	豪ドル建 *2・3	外貨	6,000ドル	3,000ドル	1,500ドル	1,000ドル	500ドル

- *1円建の場合、年金の受取月を奇数月にすることができます。
- *2 単位:契約通貨(米ドルまたは豪ドル)
- *3年金総額保証付後厚終身年金の場合、前期年金受取期間中は金額にかかわらず年1回払となります。
- *4「年金円支払特約」を付加する必要があります。
- ※円建で据置期間0年(即時払年金特則付加)の場合、年1回払はご選択いただけません。
- ※年金の受取回数は、年金受取開始日以後に変更することができます。
- ※1回の最低受取額は、将来変更されることがあります。

保障内容(死亡給付金のお支払い)について

給付金の種類	お支払いする事由	お支払いする金額	お支払いできない場合の例
死亡給付金	被保険者が 据置期間中に 亡くなられたとき	被保険者が 亡くなられた日における 次のいずれか大きい金額 ・基本給付(保険)金額 ・積立金相当額 ・解約払戻金相当額	 責任開始の日からその日を含めて 3年以内に被保険者が 自殺した場合 重大事由により ご契約が解除された場合 等

要

特約について **10**l

後厚終身年金特約(米ドル建/豪ドル建)

■ 米ドル建 圏 豪ドル建

- ご契約時に年金総額保証付後厚終身年金をご選択の場合、この特約が付加されます。
- 年金額変更年齢は最長90歳となり、年金受取開始年齢から5年~20年の範囲内(1年単 付)でのご指定となります。
- 指定された年金額変更年齢における年単位の契約応当日を「年金額変更日」として、年金 額変更日の前日までを前期年金受取期間、それ以後を後期年金受取期間とします。
- ●年金受取期間における年金受取額は、前期は一時払保険料の1%を基準とした金額、後期 は前期と比較して大きい金額となります。

※この特約のみの解約はできません。

保険料円入金特約

外貨建の保険料を円で払込むことができます。

円支払特約/円支払特約Ⅱ

解約払戻金・死亡給付金等を円で受取ることができます。

※米ドル建の場合は「円支払特約」、豪ドル建の場合は「円支払特約Ⅱ |が付加されます。

年金円支払特約

── 米ドル建 ● 豪ドル建



- 毎回の外貨(契約通貨)建の年金を円で受取ることができます。
- この特約の付加による円での受取り後は、外貨での年金受取はできません。

新為替ターゲット特約

- 年金円支払特約と併せて付加することにより、年金受取日(為替判定日)の為替レートが、 あらかじめ設定された為替レート(為替ターゲットレート)と同一または円安となった場合 は円で年金を受取り、円高となった場合は外国通貨で据え置くことができます。
- 為替ターゲットレートは、50円~200円(1円単位)で設定でき、設定後に変更すること もできます。
- 外国通貨で据え置かれた年金は、据置後の為替判定日において、為替ターゲットレートと 同一または円安となった場合に、当社所定の利率により計算した利息とあわせて円によ る受取りとなります。
- 外国通貨で据え置かれた年金とその利息は、円または外国通貨で引出すことができます。
- ※年金受取の最終分については、最後の為替判定日における為替レートが為替ターゲットレートより円高の場 合、外国通貨による年金受取となります。また、最後の為替判定日において据置年金があるときには、外国通 **貨による据置年金および利息の全額の受取りとなります(年金受取人からお申出があった場合は、円による受** 取りに変更することができます)。

新遺族年金支払特約

● 円 建

死亡給付金の全部または一部を、年金で受取ることができます。

年金種類は、確定年金(年金受取期間:5・10・15・20・30・36年)となります。

- ※特約年金額は、年金基金の設定時点の予定利率等に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には確定し ていません。
- ※特約年金額が10万円に満たない場合には、主契約の死亡給付金受取人に死亡給付金をお支払いして、この特 約は消滅します。

保険契約者代理特約

ご契約者が保険契約に関する手続きができない当社所定の事情があるときに、ご契約者に かわり、保険契約者代理人が代理で手続きを行うことができます。

※受取人の変更など対象外となる手続きがあります。

※この特約には、保険契約者代理人へのご契約内容の情報提供にあたって「ご家族登録制度」が付帯されます。 ご家族登録制度利用規程は当社ホームページをご覧ください。

指定代理請求特約

年金受取人が年金を請求できない当社所定の事情があるときに、年金受取人にかわり、指定 代理請求人が年金の請求 (代理請求) を行うことができます。

※被保険者が年金受取人となるご契約の年金の請求が対象となります。

- ※米ドル建の場合は「年金額確定特約」が付加されます。
- ※据置期間0年の場合は「即時払年金特則(特約)」が付加されます。

■特約の付加にあたって、換算基準日と適用為替レートは以下のとおりです。

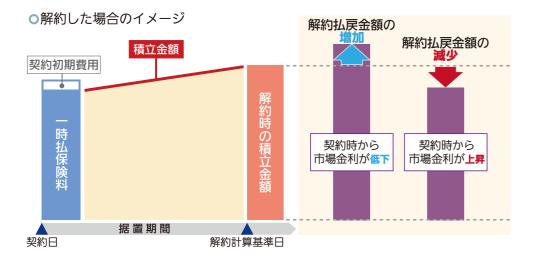
特約名	対象	換算基準日	適用為替レート
保険料円入金特約 ※米ドル建 ※※※・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一時払保険料 (相当額)	一時払保険料 (相当額) の 受領日	TTM + 50 銭
円支払特約 ■■ 米ドル建	・解約払戻金	必要書類が当社の本店に到着 した日の翌営業日	TTM
円支払特約 II	・死亡給付金	必要書類が当社の本店に到着 した日	TTM-50銭
年金円支払特約	年金	年金受取日または必要書類が 当社の本店に到着した日の 翌営業日のいずれか遅い日	TTM
三 木门 加建	年金の一括受取	必要書類が当社の本店に到着 した日の翌営業日	

- ※換算基準日が当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。
- ※TTM (対顧客電信仲値) は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。 なお、1日のうちにTTM (対顧客電信仲値) の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。
- ※為替レートは、当社カスタマーサービスセンターまたは当社ホームページにてご案内しております。 なお、ご案内した為替レートは当日中のみ有効です。
- ※上記の為替レートは2024年7月現在のものであり、将来変更されることがあります。

付加できる特約について、くわしくは ご契約のしおり・約款 をご覧ください。

11 解約等について

- ■据置期間中にご契約を解約・減額された場合、解約払戻金をお受取りいただきます。
- ■基本給付(保険)金額の減額を行った場合、減額分は解約したものとして取扱い、同じ割合で年金額および積立金額についても減額されます。減額後の基本給付(保険)金額および年金額が所定の金額以上での取扱いとなります。
- ■年金受取開始日以後、将来の年金受取にかえて、年金を一括でお受取りいただくことができます。
- ■解約払戻金額や年金の一括受取額の計算に際しては、市場価格調整を行うため、市場金利の変動によりその金額は増減します。したがって、その受取額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- ■市場価格調整とは、解約払戻金の受取、年金の一括受取等の際に、その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法です。例えば、ご契約時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、一方、ご契約時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。



■解約払戻金額や年金の一括受取額の計算にあたっては「基準金利」を用います(「積立利率」ではありません)。計算基準日の基準金利が、契約時の基準金利よりも上昇した場合や0.1%未満の低下の場合、解約払戻金額や年金の一括受取額が減少します。逆に、0.1%を超えて低下した場合、解約払戻金額や年金の一括受取額は増加します。

基準金利について、くわしくは 契約概要 5 積立利率について をご覧ください。

〈計算方法〉

【解約時(据置期間中)】

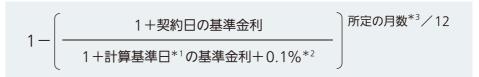
解約払戻金額は、解約計算基準日*1における次の金額となります。

【年金の一括受取時(年金受取期間中)】

年金の一括受取額は、年金一括受取計算基準日*1における次の金額となります。

年金の一括受取額 ニ 所定の未払年金の現価*2 × 1 - 市場価格調整率

- *1 完備された解約または年金の一括受取の請求書類が当社に到着した日をいいます。
- *2 所定の未払年金の現価とは、年金の種類に応じて次のとおりとなります。
 - ・年金総額保証付終身年金・年金総額保証付後厚終身年金:受取保証部分の未払年金の現価(据置期間0年の場合、年金受取日後の支払期日が未到来の年金の現価を含みます)
 - ・確定年金:残余年金受取期間に対する未払年金の現価
- ○市場価格調整率は、次のとおり計算します。



- *1 解約時は解約計算基準日、年金の一括受取時は年金一括受取計算基準日となります。
- *2 解約払戻金額または年金一括受取額の計算に用いる利率を設定する時期(毎月1日~15日、16日~末日)と 計算基準日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、解約払戻金額または 年金一括受取額を計算する際の市場価格調整において所定の係数(0.1%)を設定しています。
- *3 解約時または年金の一括受取時の計算基準日から年金受取期間満了または受取保証部分の期間満了までの月数などをもとに計算します。

※円建の場合、市場価格調整率は、40%を上限とし、-40%を下限とします。

▶市場価格調整率の計算式における所定の係数(0.1%)について

この所定の係数により、「計算基準日の基準金利」が「契約日の基準金利」と同一であっても、計算基準日の 積立金または未払年金の現価に対して、経過年数 (解約時は「契約日からの経過年数」、年金の一括受取時は 「年金受取開始日からの経過年数」) に応じて一定率が控除されます。

例えば、解約計算基準日の基準金利と契約日の基準金利が2.00%の場合、解約計算基準日の積立金に対して、 契約日からの経過年数ごとに以下の値が控除されます。

契約日からの 経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
控除率	1.27%	1.17%	1.07%	0.98%	0.88%	0.78%	0.68%	0.59%	0.49%	0.39%

※年金受取開始年齢:65歳、年金の種類:10年確定年金、据置期間:10年、契約通貨:米ドルで計算しています。

くわしくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

契約概要

指数連動プラン

この「契約概要」は、ご契約内容等に関する重要な事項の うち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

▶お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに 主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」 に記載しておりますのでご確認ください。

この保険は、指数に応じて積立金がふえる保険料一時払の定額年金保険です。

指定通貨(契	約時に選択)	正式名称			
米ドル	豪ドル	指定通貨建積立利率金利連動型年金 指数連動型年金特約 II 付			

1 引受保険会社について

■ 名称: ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 ※この書面中、以下「当社」といいます。

■ 住所:〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1

■電話:0120-001-262(カスタマーサービスセンター)

■ ホームページ: www.nw-life.co.jp

2 この保険のしくみについて

- この保険は、毎年の指数の上昇率に応じて所定の方法により積立金をふやすしくみの 保険料一時払の年金保険です。
- ■据置期間中の積立金は、「基本年金原資部分の積立金」と毎年の指数の上昇に応じて増加する「たのしみファントの総額(指数連動年金原資部分の積立金)」に分けて積み立てられます。
 - 「基本年金原資部分の積立金」は、一時払保険料相当額と同額となります。
 - 「たのしみファンドの総額」は、毎年の契約応当日前日に指数が上昇した場合、毎年の指数の上昇率に応じて計算されるたのしみファンド (積増金)が毎年の契約応当日に加算されます。

※たのしみファンドは指定通貨建で積み立てられます。

- 被保険者が所定の年齢に達したときから、指定された年金受取期間中、基本年金原資部分の積立金に基づき支払う主契約の年金とあわせて、たのしみファンドの総額に基づく特約年金をお受取りできます。
- 据置期間中に被保険者が死亡された場合に支払われる死亡給付金額は、積立金額が指 定通貨建で最低保証されます。

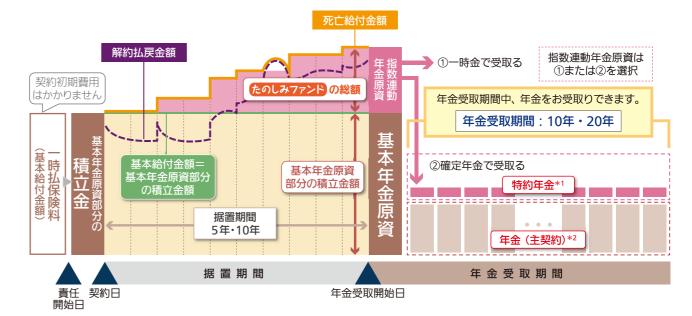
■ この保険は解約払戻金等の計算時に、市場金利に応じた資産の時価の変動を反映する しくみ(市場価格調整)となっております。また、契約日からの経過年数等に応じた解約 控除を適用します。

※この書面で使用されている「用語」は、ご契約のしおり・約款中において次の表記となります。

- ・「増加率 | : 指数の上昇率に連動率を乗じた割合
- ・「たのしみファンド」: 積増金
- ・「たのしみファンドの総額」: 指数連動年金原資部分の積立金

【しくみ図】 ※次の図は、イメージをあらわしたものです。

毎年の契約応当日前日の指数が、前年の契約応当日前日の指数より上昇した場合、たのしみファンドが加算されます。前年の契約応当日前日と契約応当日前日との間で指数が大きく上昇した場合でも、たのしみファンドの加算には反映されません。



- *1年金受取開始日の指数連動年金原資部分の積立金額に基づき、年金受取開始日における当社の定める率により算出された年金額となります。そのため、特約年金額は年金受取開始日まで確定しません。
- *2 年金受取開始日の基本年金原資部分の積立金額に基づき、責任開始日における積立利率により算出された年金額となります。



据置期間中、毎年の指数の上昇率がすべて下限値である0%となった場合、たのしみファンドは一度も加算されず、指数連動年金原資部分の積立金および特約年金はありません。年金原資は一時払保険料(指定通貨建)と同額になります。

3 この保険の市場リスク・為替リスクについて

- ■この保険は、据置期間中の解約払戻金額、年金受取期間中の一括受取額等に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- ■この保険は、外貨建であるため、**為替相場の変動により、年金等の受取時円換算額が、一時払保険料の契約時円換算額や年金の契約時円換算額の総額を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

4 お客さまにご負担いただく費用があります。

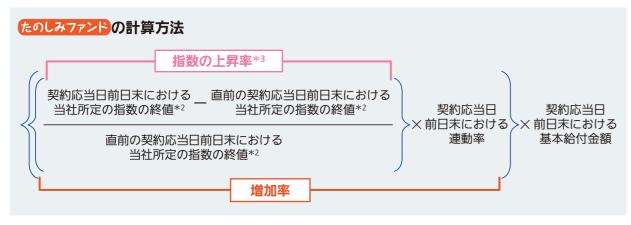
くわしくは 注意喚起情報 冒頭をご覧ください。

5 積立金について

- ■据置期間中は、「基本年金原資部分の積立金」「たのしみファンドの総額」に分けて積み立てられます。
- ① 基本年金原資部分の積立金 基本給付金額 (一時払保険料) と同額となります。 ※基本給付金額を減額された場合は、減額後の金額となります。
- ② たのしみファンドの総額
 - 毎年の契約応当日前日の指数が、前年の契約応当日前日*1の指数より上昇した場合、 たのしみファンド (積増金) が加算されます。

前年の契約応当日前日と契約応当日前日との間で指数が大きく上昇した場合でも、たのしみファンドの加算には反映されません。

- たのしみファンドの計算にあたっては、指数の上昇をたのしみファンドに反映させる割合(連動率)を用います。連動率は、市場環境に応じて毎年変動し、申込時には確定しません。
- *1 ご契約から1年後におけるたのしみファンドの計算にあたっては、契約日前日の指数を用います。



- *2 各契約応当日前日末において当社が取得できる最新の終値となります。ただし、計算の対象となる契約応当日前日が当社の休業日の場合には、その直前の営業日末において、取得できる最新の終値となります。
- *3 計算に適用される指数の上昇率は、上限は設定なし、下限は0%となります。
- 連動率は、指数の上昇を たのしみファンド に反映させる割合のことをいい、契約日および毎年の契約応当日ごとに設定されます。
- ※連動率は、「積立利率÷コールオプション料を想定元本で割った率」により計算されます。「想定元本」とは、オプション取引で実際に受け渡しされる金額を計算するための想定上(名目上)の元本のことをいいます。
- ●この保険は、コールオプションでの運用を前提としており、市場環境を反映した取引価格に 基づき定まるコールオプションの価格が毎年変動することから、連動率も毎年変動します。 毎年の連動率は、契約日および毎年の契約応当日を迎えた後に、書面によって通知します。
- ●増加率は、連動率を用いて計算されるため、多くの場合、指数の上昇率を下回ります。

<指数について>

たのしみファンドの算出に用いる当社所定の指数は、次のいずれかよりご契約時にご指定いただきます(ご契約後の変更はできません)。

日経平均株価(日経225)	東京証券取引所プライム市場に上場する株式のうち225銘柄を対象として算出。東証株価指数(TOPIX)と並んで日本を代表する株価指数。日経225とも呼ばれており、日本経済新聞社が算出・公表
S&P 500 [®]	アメリカ合衆国の指数算出会社であるS&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社が算出しているアメリカの代表的な株価指数。ニューヨーク証券取引所、アメリカン証券取引所、NASDAQに上場している銘柄から代表的な500銘柄の株価をもとに算出

※株価指数が消滅する場合など、特別な事情があるときは、当社は指数を変更または廃止することがあります。この場合、指数を変更または廃止する日の1ヵ月前までにご契約者にその旨を通知します。

コールオプションや指数について、くわしくは 👉 ご契約のしおり・約款 をご覧ください。

<積立利率について>

- ■主契約に適用される積立利率は、責任開始日ごとに毎月2回(1日~15日、16日~末日)設定されます。
- ■契約日時点の被保険者年齢に対応する積立利率が適用されます。契約日は、責任開始日に応じて翌月の1日または16日となることから、申込日時点や責任開始日時点の年齢による積立利率と異なる場合があります。
- ■積立利率に応じた一時払保険料*に対応する毎年の利息は積み立てられるのではなく、毎年、1年 満期のコールオプションの購入に充てられます。
- *基本給付金額を減額された場合には、減額後の基本給付金額に相当する金額となります。
- ※定率積立に変更した場合、毎年の利息は基本年金原資部分の積立金として積み立てられます。

くわしくは 契約概要 12 積立金の定率積立への変更 をご覧ください。

- ■責任開始日に適用された積立利率は、据置期間および年金受取期間を通じて一定です。
- ※責任開始日とは、当社がご契約をお引受けすることを決定(承諾)した場合、一時払保険料(相当額)を受取った日を指します。
- ■積立利率は、基準金利に安全率を適用した率から、保険契約関係費率を差し引いて設定されます。

□積立利率の計算方法



用語について

基準金利	年金の種類、据置期間、年金受取期間およびご契約時の年齢に基づき定まる当社所定の期間を残存期間とする指定通貨に応じた国債*の複利利回りの平均値*米ドルの場合:米国債、豪ドルの場合:オーストラリア国債
安全率	市場金利の変動幅等を勘案して当社が定めた率(-0.5%~+1.5%の範囲内)
保険契約関係費率	新契約費率(ご契約の締結に必要な費用)維持費率(ご契約の維持に必要な費用)死亡保障費率(死亡給付金のお支払いに必要な費用)

6 ご契約のお取扱いについて

		契約年齢は、契約日におり	ナる被保険者の満年齢とな	ります。			
		据置期間	契約年齢				
契約年齢	契約年齢		0歳~80歳				
		※契約日は、責任開始日が1 末日の場合はその翌月16	- ~15日の場合はその翌月1 日となります。	日、責任開始日が16~			
指定通貨		米ドル・豪ドル					
選択できる指数		日経平均株価(日経225)※ご契約締結時に選択した指) • S&P 500 [®] 指数は、以後変更できません。				
一時払保険料/年金	額	一時払保険料・年金額のお	な取扱いは下記の①②を満た	こす範囲内となります。			
	最低	· ·	保険料単位:100米ドル/ 単位:1万円) ※保険料円/				
		10億円					
①一時払保険料 (基本給付金額)	最高	当社の定める他の保険契約 の基本給付金額等* + 今回お申込みの ≦ 通算最高 10億					
	AXIO		全者が加入したものが対象とな E開始日が属する年度の当社な				
②最低年金額		円での受取: 1,000米ドル/豪ドル 指定通貨での受取: 6,000米ドル/豪ドル					
保険料払込方法		一時払のみ(指定金融機関口座への送金)					
契約者		被保険者の3親等以内のご親族					
死亡給付金受取人		被保険者の3親等以内のご親族(複数名お選びいただけます) ※1%単位で合計が100%となるようご指定いただきます。					
年金受取人		契約者または被保険者					
継続年金受取人		年金受取期間中に年金受取人が亡くなられた場合、継続年金受取人に 残りの期間の年金をお受取りいただけます。継続年金受取人は、年金受取人の3親等以内のご親族から1名のみお選 びいただけます。					
その他取扱につい	7	指定通貨の変更、据置期間の延長・短縮、基本給付金額の増額および契約者 貸付のお取扱いはありません。					

[※] 市場金利情勢等により、ご加入いただけない場合があります。

7 配当金について

この保険に配当金はありません。

8 保障内容(年金のお取扱い)について

■被保険者が年金受取開始日にご存命の場合、次の方法でお受取りいただけます。

確定年金	据置期間	年金受取期間
唯化平立	5年・10年	10年・20年

- ※特約年金のお受取りにかえて、指数連動年金原資を一時受取することができます。この場合、市場価格調整および 解約控除は適用されません。
- ■1年間の年金の受取回数は、年金受取開始時に次の中からご選択いただけます。

年	年金受取回数 指定通貨 受取通貨		年1回払	年2回払	年4回払(3ヵ月ごと)	年6回払(2ヵ月ごと)	年 12 回払(1ヵ月ごと)
				(6ヵ月ごと)			
1回の	米ドル	円*3	1,000ドル		500ドル		250ドル
最低受取額*1	豪ドル *2	外貨	6,000ドル	3,000ドル	1,500ドル	1,000ドル	500ドル

- *1基本年金原資部分の年金額で判定します。
- *2単位:指定通貨(米ドルまたは豪ドル)
- *3「年金円支払特約」を付加する必要があります。
- ※年金の受取回数は、年金受取開始日以後に変更することができます。
- ※1回の最低受取額は、将来変更されることがあります。
- ■年金受取開始後、将来の年金のお受取りにかえて一括でお受取りいただくこともできます。この場合、基本年金原資部分の未払年金の現価に市場価格調整および解約控除が適用され、受取総額が一時払保険料を下回る可能性があります。
- ※特約年金のみを一括でお受取りいただくこともできます。この場合、市場価格調整および解約控除は適用されません。

9 保障内容(死亡給付金のお支払い)について

給付金の種類	支払事由	お支払いする金額	お支払いできない場合の例 (お支払いに際しての制限事項)
死亡給付金	被保険者が据置期間中に亡くなられたとき	被保険者が亡くなられた日における次のいずれか大きい金額 ①積立金額 ※基本年金原資部分の積立金額とたのしみファンドの総額との合計額 ②解約払戻金相当額	ご契約者や死亡給付金受取人の故意による場合重大事由によりご契約が解除された場合

[※] 具体的なご契約内容については、「契約申込書(情報端末のお手続き画面を含みます)」にてご確認ください。

要

10 主な特約について

保険料円入金特約

外貨建の保険料を円で払込むことができます。

円支払特約Ⅱ

外貨建の解約払戻金・死亡給付金等を円で受取ることができます。

年金円支払特約

- 外貨建の年金や指数連動年金原資を円で受取ることができます。
- 初回の年金受取や指数連動年金原資の一時受取のご請求の際に、この特約を付加できます。
- この特約の付加による円での受取り後は、外貨での年金受取はできません。

※この特約を付加した場合、特約年金についても同様に取扱います。

新為替ターゲット特約

- ●年金円支払特約と併せて付加することにより、年金受取日(為替判定日)の為替レートが、 あらかじめ設定された為替レート(為替ターゲットレート)と同一または円安となった場合 は円で年金を受取り、円高となった場合は外国通貨で据え置くことができます。
- ◆ 為替ターゲットレートは、50円~200円(1円単位)で設定でき、設定後に変更することもできます。
- ◆外国通貨で据え置かれた年金は、据置後の為替判定日において、為替ターゲットレートと 同一または円安となった場合に、当社所定の利率により計算した利息とあわせて円による 受取りとなります。
- 外国通貨で据え置かれた年金とその利息は、円または外国通貨で引き出すことができます。
- ※年金受取の最終分については、最後の為替判定日における為替レートが為替ターゲットレートより円高の場合、外国通貨による年金受取となります。また、最後の為替判定日において据置年金があるときには、外国通貨による据置年金および利息の全額の受取りとなります(年金受取人からお申出があった場合は、円による受取りに変更することができます)。

※この特約を付加した場合、特約年金についても同様に取扱います。

保険契約者代理特約

ご契約者が保険契約に関する手続きができない当社所定の事情があるときに、ご契約者にかわり、保険契約者代理人が代理で手続きを行うことができます。

- ※受取人の変更など対象外となる手続きがあります。
- ※この特約には、保険契約者代理人へのご契約内容の情報提供にあたって「ご家族登録制度」が付帯されます。 ご家族登録制度利用規程は当社ホームページをご覧ください。

指定代理請求特約

年金受取人が年金を請求できない当社所定の事情があるときに、年金受取人にかわり、指定 代理請求人が年金の請求 (代理請求) を行うことができます。

※被保険者が年金受取人となるご契約の年金の請求が対象となります。

■特約の付加にあたって、換算基準日と適用為替レートは以下のとおりです。

特約名	対象	換算基準日	適用為替レート
保険料円入金特約	一時払保険料(相当額)	一時払保険料(相当額)の受領日	TTM + 50 銭
円支払特約 II	• 解約払戻金 • 死亡給付金	必要書類が当社の本店に到着した日	TTM-50銭
年金円支払特約	年金指数連動年金原資の 一時受取	年金受取日または必要書類が当社の 本店に到着した日の翌営業日のいず れか遅い日	TTM
	年金の一括受取	必要書類が当社の本店に到着した日 の翌営業日	

[※]換算基準日が当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

付加できる特約について、くわしくは で契約のしおり・約款 をご覧ください。

[※]TTM (対顧客電信仲値) は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。 なお、1日のうちにTTM (対顧客電信仲値) の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

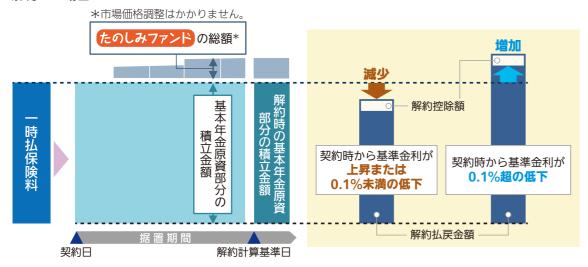
[※]為替レートは、当社カスタマーサービスセンターまたは当社ホームページにてご案内しております。 なお、ご案内した為替レートは当日中のみ有効です。

[※]上記の為替レートは2024年7月現在のものであり、将来変更されることがあります。

48

11 解約等について

- ■据置期間中に、ご契約を解約・減額された場合、解約払戻金をお受取りいただきます。
- ■基本給付金額の減額を行った場合、減額分は解約したものとして取扱い、同じ割合で基本年金 原資部分の年金額および積立金額が減額されます。減額後の基本給付金額および年金額(基本年金 原資部分)が所定の金額以上での取扱いとなります。
- ※たのしみファンドの総額は減額されません。たのしみファンドの総額を払い戻すには、たのしみファンドの総額の引き出しをご請求いただく必要があります。
- ■年金受取開始日以後、将来の年金受取にかえて、年金を一括でお受取りいただくことができます。
- ■この保険の積立金は、「基本年金原資部分」と「たのしみファンドの総額」で分けて積み立てられます。 解約払戻金額や年金の一括受取額の計算にあたっては、「基本年金原資部分」の積立金や未払 年金の現価に対し市場価格調整が適用されます。そのため、市場金利の変動によりその金額は 増減します。また、契約日から計算基準日*までの経過年数等に応じた解約控除を適用するため、 解約払戻金額や年金の一括受取額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- *完備された解約または年金の一括受取の請求書類が当社に到着した日となります。
- ■市場価格調整とは、解約払戻金の受取や年金の一括受取の際に、その対象となる額に対する資産の時価を反映させる調整手法です。例えば、ご契約時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、一方、ご契約時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。
- ○解約した場合のイメージ



■解約払戻金額や年金の一括受取額の計算にあたっては「基準金利」を用います(「積立利率」ではありません)。計算基準日の基準金利が、契約時の基準金利よりも上昇した場合や0.1%未満の低下の場合、解約払戻金額や年金の一括受取額が減少します。逆に、0.1%を超えて低下した場合、解約払戻金額や年金の一括受取額は増加します。

〈計算方法〉

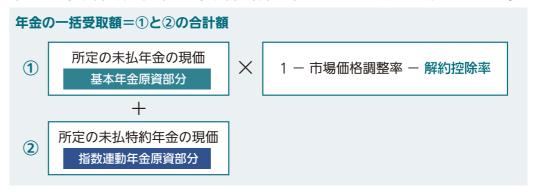
【解約時(据置期間中)】

解約払戻金額は、解約計算基準日における次の金額となります。

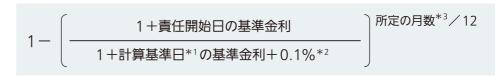


【年金の一括受取時(年金受取期間中)】

年金の一括受取額は、年金一括受取計算基準日における次の金額となります。



○市場価格調整率は、次のとおり計算します。



- *1 解約時は解約計算基準日、年金の一括受取時は年金一括受取計算基準日となります。
- *2 解約払戻金額または年金一括受取額の計算に用いる利率を設定する時期(毎月1日~15日、16日~末日)と 計算基準日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、解約払戻金額または 年金一括受取額を計算する際の市場価格調整において所定の係数(0.1%)を設定しています。
- *3 解約時または年金の一括受取時の計算基準日から年金受取期間満了までの月数などをもとに計算します。

▶市場価格調整率の計算式における所定の係数(0.1%)について

この所定の係数により、「計算基準日の基準金利」が「責任開始日の基準金利」と同一であっても、計算基準日の積立金または未払年金の現価に対して、経過年数(解約時は「契約日からの経過年数」、年金の一括受取時は「年金受取開始日からの経過年数」)に応じて一定率が控除されます。

例えば、解約計算基準日の基準金利と責任開始日の基準金利が2.00%の場合、解約計算基準日の積立金に対して、契約日からの経過年数ごとに以下の値が控除されます。

契約日からの 経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
控除率	1.14%	1.05%	0.97%	0.89%	0.81%	0.72%	0.64%	0.56%	0.47%	0.39%

※据置期間:10年、年金の種類:10年確定年金、年金受取開始年齢:70歳で計算しています。

くわしくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

○解約控除率は、契約日からの経過年数に応じて設定されます。

解約控除率については、 注意喚起情報 冒頭をご覧ください。

12 積立金の定率積立への変更

■ご契約者は、指数の上昇をもとに計算する方法より、定率による積立方法に変更することができます(積立金の計算方法の変更)。

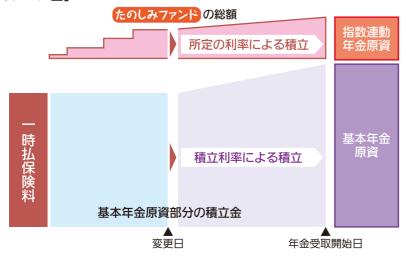
※年単位の契約応当日の3カ月前から2週間前までの間に申し出ることにより、直後に到来する契約応当日から変更されます。

※定率積立へ変更した場合、基本年金原資部分の年金額を改めます。

- ■変更後の積立方法は次のとおりです。
 - 基本年金原資部分の積立金額:積立利率を適用して積み立てます。
 - **たのしみファンド**の総額:指数の上昇に応じた**たのしみファンド**は加算されず、当社所定の利率で 積み立てます。

※据置期間中において1回に限り変更できます。定率積立への変更後は、指数の上昇をもとに計算する方法に戻すこと はできません。

【イメージ図】



積立利率について、くわしくは 契約概要 5 積立金について をご覧ください。

13 たのしみファンドの総額からの引き出し

■ **たのしみファンド** の総額から、全部または一部*を、据置期間中いつでも引き出すことができます。 この場合、市場価格調整および解約控除は適用されません。

*一部引き出しの最低額:1,000米ドル/豪ドル

■ たのしみファンド の総額は、円でも受取ることができます。その場合に適用される為替レート、 換算基準日は以下のとおりです。

対象	換算基準日	適用為替レート
たのしみファンドの総額のうち 引き出し分	 必要書類が当社の本店に到着した日 	TTM-50銭

※換算基準日が当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。

※TTM (対顧客電信仲値) は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。 なお、1日のうちにTTM (対顧客電信仲値) の公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

※為替レートは、当社カスタマーサービスセンターまたは当社ホームページにてご案内しております。 なお、ご案内した為替レートは当日中のみ有効です。

※上記の為替レートは2024年7月現在のものであり、将来変更されることがあります。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して 特にご注意いただきたい事項を記載しています。

▶お支払事中および制限事項の詳細やご契約の内容に関す る事項は「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますの でご確認ください。

終身年金プラン

ながいき年金プラン

確定年金プラン

お客さまにご負担いただく費用があります。

この保険にかかる費用は、ご契約時の費用、保険期間中の費用の合計額です。 また、契約通貨が外国通貨の場合、外国通貨のお取扱いに必要とされる費用があります。

● 円 建

【ご契約時の費用】

ご契約の締結等にかかる費用(契約初期費用)として、一時払保険料の4%を一時払保 険料から控除します。

【保険期間中の費用】

契約初期費用以外に据置期間・年金支払期間中に直接ご負担いただく費用はありませ ん。ただし、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定 する際に、ご契約の維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いています。

※ 豪ドル建※ 豪ドル建

【ご契約時の費用】

ご契約の締結等にかかる費用(契約初期費用)として、一時払保険料の5.5%を一時払 保険料から控除します。

【保険期間中の費用】

年金支払時の費用として、毎年の年金支払時に年金額の1%の年金管理費を積立金か ら控除します。なお、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利 率を設定する際に、ご契約の締結や維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し 引いています。

【外国通貨のお取扱いに必要となる費用】

■特約の付加による次の場合、適用される為替レートとTTM (対顧客電信仲値) *との 差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

契約通貨	適用為替レ-	
: **: *: ***: ***: **: **: **: **:	保険料を円貨で払込む場合 [保険料円入金特約]	TTM + 50 銭
米 : ・ 豪ドル建	死亡給付金等を円貨で受取る場合 [円支払特約II]	TTM — 50銭

- *TTM(対顧客電信仲値)は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値と なります。
- ※上記の為替レートは2024年7月現在のものであり、将来変更されることがあります。
- ■一時払保険料を外貨にてお払込みになる際、および年金等を外貨でお受取りになる 際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。くわしくは、取扱金融 機関にご確認ください。



解約時や年金の一括支払時、受取額等が一時払保険料を 下回ることがあります。 市場リスク

この保険は、据置期間中の解約払戻金額、年金支払期間中の年金の一括支払額等に、市場 金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額等が一時払保険料 を下回り、損失が生じるおそれがあります。

為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。 為替リスク

契約通貨が外国通貨の場合、為替相場の変動による影響(為替リスク)を受けます。 為替相場の変動により、年金等の受取時円換算額が、一時払保険料や年金等の契約時円換 算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

※この保険の商品内容、リスク等に関するご注意事項をよくご確認いただき、余裕資金をもってご加入ください。

報

指数連動プラン



お客さまにご負担いただく費用があります。

この保険にかかる費用は、次の費用の合計額です。

【ご契約時の費用】

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

【保険期間中の費用】

年金支払時の費用として、毎年の年金支払時に年金額の1%を上限に年金管理費を積立金から控除します。年金管理費は、主契約の年金は契約時、特約年金は年金支払開始時に定まり、年金支払期間を通じて適用されます。なお、積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の締結に必要な費用、ご契約の維持に必要な費用および死亡保障に必要な費用を差し引いています。

【外国通貨のお取扱いに必要となる費用】

■外国通貨と円貨を交換する次の場合、適用される為替レートとTTM (対顧客電信仲値)*との差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

適用為替レート	
保険料を円貨で払込む場合 [保険料円入金特約]	TTM + 50 銭
たのしみファンドの総額を円貨で引き出す場合	TTN 4 FO 6#
死亡給付金等を円貨で受取る場合 [円支払特約II]	TTM — 50銭

- *TTM(対顧客電信仲値)は、当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。
- ※上記の為替レートは2024年7月現在のものであり、将来変更されることがあります。
- ■一時払保険料を外貨にてお払込みになる際、および年金等を外貨でお受取りになる際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。くわしくは、取扱金融機関にご確認ください。

【解約・減額・年金の一括支払時にご負担いただく費用(解約控除)】

解約・減額される場合および年金の一括支払時には、契約日から10年間は、契約日から解約・減額等の計算基準日までの経過年数等に応じた解約控除を適用します。 解約控除額は、据置期間中は基本年金原資部分の積立金額*に対して、年金支払開始後は基本年金原資部分の年金支払期間の残余期間に対する未払年金の現価に対して、次の解約控除率を乗じた金額となります。

*減額の場合は、減額する部分の積立金額

〈解約控除率〉

	契約日からの経過年数									
						6年以上 7年未満			9年以上 10年未満	10年
5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	_



解約時や年金の一括支払時、受取額等が一時払保険料を下回ることがあります。 市場リスク

この保険は、据置期間中の解約払戻金額、年金支払期間中の年金の一括支払額等に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。



為替相場の変動により、損失が生じるおそれがあります。

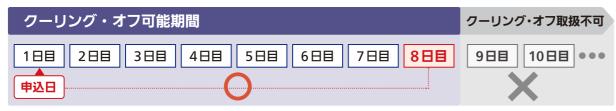
為替リスク

この保険は、外貨建であるため、為替相場の変動により、年金等の受取時円換算額が、 一時払保険料の契約時円換算額や年金の契約時円換算額の総額を下回り、損失が生じる おそれがあります。

※この保険の商品内容、リスク等に関するご注意事項をよくご確認いただき、余裕資金をもってご加入ください。

1 クーリング・オフ制度(お申込みの撤回等)の対象となります。

■保険契約の申込者またはご契約者(以下「申込者等」といいます)は、保険契約の申込日から 起算して8日以内であれば、申込者等からの書面(郵送)または電磁的記録(電子メール)による お申出により、その保険契約のお申込みの撤回または解除(以下「お申込みの撤回等」といいます) をすることができます。



※クーリング・オフ可能期間には、十・日・祝日等の休日を含みます。

■保険契約のお申込みの撤回等の主な方法、申出先、取扱期限は以下のとおりとなります。

主な方法	申出先	取扱期限
書面(郵送)	〒 141-6023 東京都品川区大崎2-1-1 ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター宛	8日以内の消印まで有効
電磁的記録 (電子メール)*	co@nw-life.co.jp	8日以内の当社到達まで有効

- * 当社ホームページ上からでも、電子メールによるお申出が可能です。 くわしくは、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。
- ■「保険契約のお申込みの撤回等をする旨」のほか、申込者等の氏名(書面の場合は自署)・住所・電話番号、被保険者の氏名、申込番号または証券番号、払込保険料(払込通貨)、募集代理店名、保険料の返金先□座(申込者等の本人名義)、申出日を明記してください。
- ■募集代理店へお申出いただいても、クーリング・オフ制度は適用されませんので、ご注意ください。また、お電話や口頭でのお申出はできません。
- ■保険契約のお申込みの撤回等があった場合は、当社に保険料としてお払込みいただいた金額を お払込み時の通貨で全額お返しします。

■外貨建のご契約の場合、保険料円入金特約の付加有無により、保険契約のお申込みの撤回等 (クーリング・オフ)に伴い、お返しする通貨が異なります(保険料円入金特約を付加しない場合は、外貨でのお返しとなります)。くわしくは、下記表をご参照ください。

保険料円入金特約 付加の有無	保険料のお払込み時の通貨	クーリング・オフに伴い お返しする通貨
付加する場合	円貨*1	円貨* ³
付加しない場合	外貨* ²	外貨* ⁴

- *1 保険料円入金特約による通貨交換時に当社所定の手数料がかかります。
- *2 金融機関等で円貨を外貨に交換する場合、所定の手数料がかかります。また、お客さまの口座から当社指定の口座へ送金するための所定の手数料がかかる場合があります。
- *3 円貨でお払込みいただいた金額と同額をお返しします。
- *4 外貨でお払込みいただいた金額と同額をお返しします。ただし、外貨でのお返しとなるため、円貨のご資金を金融機関等で外貨に交換しお払込みいただいた場合、以下により、お返しする金額が円貨ベースでは元本割れすることがあります。
 - ①円貨から外貨への交換に係る金融機関所定の手数料
 - ② 外貨から円貨への交換に係る金融機関所定の手数料
 - ③ 送金および着金に係る金融機関所定の手数料
 - ④ 為替差損(益)
- ■次の場合には、保険契約のお申込みの撤回等をすることはできません。
 - ①申込者等が法人の場合、または個人事業主(雇用主)が事業としてご契約された場合
- ②債務の履行を担保するための保険契約である場合
- ③既契約の内容変更である場合
- ■当社は、申込者等に対し、保険契約のお申込みの撤回等に伴う損害賠償または違約金その他の 金銭のお支払いを請求しません。
- ■保険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に死亡給付金等の 支払事由が生じている場合には、保険契約のお申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、保 険契約のお申込みの撤回等の書面の発信時または電子メールの当社到達時に、申込者等が死亡 給付金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

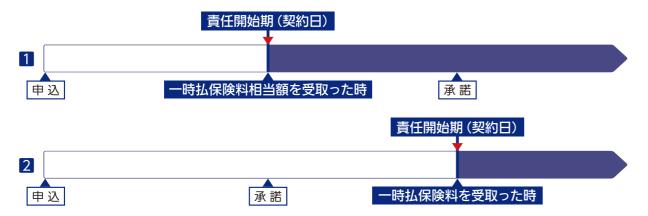
2 お申込み時にご報告いただく事項(告知)について

- ■ご契約のお申込みにあたって、被保険者の健康状態や職業についてお知らせ(告知)いただく必要はありません。
- ■被保険者が入院中または余命宣告を受けている場合はお引受けができません。

※入院は一時帰宅、リハビリ入院を含み、入院予定が明らかな場合も同様のお取扱いとなります。

保障を開始する時期について[責任の開始]

- ■当社がご契約をお引受けすることを決定(承諾)した場合は、当社は一時払保険料(相当額)を受 取った時からご契約上の責任を負います。
 - 契約日は、責任開始期の属する日となります(指数連動プランを除く)。



■ 指数連動プラン の場合、契約日は責任開始日に応じて以下のとおりとなります。

責任開始日	契約日
1日から15日	責任開始日の属する月の翌月1日
16日から末日	責任開始日の属する月の翌月16日

- ■募集代理店の担当者(牛命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、 保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお 申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ■ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、当社の承諾が必要になることがあり ます。

死亡給付金等をお支払いできない場合について

次の場合には、死亡給付金等をお支払いできないことがあります。

- 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺(指数連動プラン を除く)
- ご契約者または死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
- ご契約者または死亡給付金受取人が死亡給付金を詐取する目的で事故を起こした(未遂を含 みます) とき
- ご契約者、被保険者、死亡給付金受取人または年金受取人が、暴力団関係者、その他の反社 会的勢力に該当すると認められたとき
- ご契約者が死亡給付金を不法に取得する目的等でご契約を締結され、ご契約が無効となった とき
- ご契約者または被保険者の詐欺によりご契約を締結され、ご契約が取消しとなったとき

くわしくは **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

お支払いに関する手続き等の留意事項について

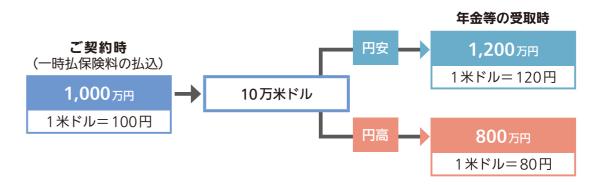
- ■お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金等のお支払いを行う必要がありますので、死亡給 付金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な 点が生じた場合等についても、すみやかに当社のカスタマーサービスセンターまでご連絡くだ
- ■お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、死亡給付金等をお支払いする場合またはお支払い できない場合、および死亡給付金等のお支払期限については、「ご契約のしおり・約款」に記載 されておりますので、あわせてご確認ください。
- ■当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご 契約者のご住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。
- ■保険契約者代理特約を付加された場合は、保険契約者代理人に対し、契約内容および対象とな る手続きについて代理で手続きできる旨、お伝えください。
- ■指定代理請求特約を付加された場合は、指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求で きる旨、お伝えください。

保険契約者代理特約、指定代理請求特約について、くわしくは で ご契約のしおり・約款 をご覧ください。

為替リスクについて

■契約(指定)通貨が外国通貨の場合、為替相場の変動による影響(為替リスク)を受けます。

〈為替リスクの例(米ドル建の場合)〉



- ■年金等の受取時の為替相場により円換算した年金等の受取額が、ご契約時の為替相場により円 換算した年金等の受取額を下回ることがあります。
- ■為替相場の変動により年金等の総受取額がご契約時の為替相場により円換算した一時払保険料 を下回ることがあります。

報

7 元本割れが生じる場合について

次の場合には元本割れが生じ、不利益となることがあります。

終身年金プランながいき年金プラン確定年金プランの数

- •解約した場合、ご契約時にお払込みいただいた一時払保険料のうち、一部は契約初期費用にあてられることにより、解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。また、解約払戻金は、解約計算基準日の積立金に市場価格調整を適用して計算するため、その金額は増減します。したがって、一時払保険料を下回ることがあります。
- 据置期間が短いご契約の場合、または適用される積立利率が低い場合、年金原資が一時払保 険料を下回ることがあります。
- 年金の一括支払をした場合、年金の一括支払額とすでにお支払いした総受取年金額の合計額 が一時払保険料を下回ることがあります。
- 契約通貨が円建で、年金支払開始日前日に年金の種類等を変更した場合、年金原資は市場価格調整を適用して計算されるため、その金額は増減します。したがって、変更後の年金原資は一時払保険料を下回ることがあります。
- 契約通貨が円建で、年金支払開始日以後に被保険者が亡くなられた場合、死亡一時金額およびすでにお支払いした総受取年金額の合計額が一時払保険料を下回ることがあります。

指数連動プランの場合

- 解約または年金の一括支払をした場合、解約払戻金額や年金の一括支払額は、計算基準日における基本年金原資部分の積立金や未払年金の現価に市場価格調整を適用して計算するため、その金額は増減します。また、契約日から計算基準日までの経過年数等に応じた解約控除を適用するため、一時払保険料を下回ることがあります。
- 年金の一括支払をした場合、年金の一括支払額とすでにお支払いした総受取年金額の合計額が一時払保険料を下回ることがあります。
- ※解約払戻金額の計算方法について、

くわしくは それぞれの保険商品の 契約概要 11 解約等について をご覧ください。

保険契約の保護について [生命保険会社の業務又は財産の状況が変化した場合]

保険会社の業務又は財産の状況変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額 等が削減されることがあります。

ニッセイ・ウェルス生命は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。

生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、ご契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

8

TEL 03-3286-2820

月曜日〜金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前 9 時〜正午、午後 1 時〜午後 5 時ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/

預金ではなく生命保険であることについて [預金等との違いについて]

9

この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。

0 新たな保険契約への乗り換えについて [現在ご契約中の保険契約の解約を検討されている場合]

現在ご加入されている保険契約を解約・減額して、新たな保険契約にご加入されるときには、一般的に次のような場合、ご契約者にとって不利益となることがあります。

- 多くの場合、解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- •解約・減額された場合、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことに なる場合があります。
- 現在ご加入されている保険契約を解約された場合、新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

税金のお取扱いについて

- ■税務のお取扱いは2024年7月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。 なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。
- ■所得税の納付に際しては、復興特別所得税等の付加税が別途課税されますのでご留意ください。

〈ご契約時〉

お払込みいただいた保険料は、払込まれた年*の「一般の生命保険料控除」の対象となります。 *契約日の属する年が基準となります。

※個人年金保険料控除の対象ではありません。

〈年金支払開始日前〉

■解約払戻金(解約差益)に対する課税

年金種類	契約後5年以內	契約後5年超	
年金総額保証付終身年金	所得税(一時所得)+住民税		
確定年金	源泉分離課税	所得税 (一時所得) + 住民税	

[※]年金総額保証付終身年金(据置期間0年)および年金総額保証付後厚終身年金の場合、契約日が年金支払開始日となる ため、解約の取扱はありません。

■死亡給付金に対する課税

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税 (一時所得) + 住民税
本人	配偶者(または子)	子(または配偶者)	贈与税

[※]年金総額保証付終身年金(据置期間0年)および年金総額保証付後厚終身年金の場合、契約日が年金支払開始日となる ため、死亡給付金の取扱はありません。

- ■たのしみファンドの総額からの引き出しに対する課税(指数連動プラン の場合) 引き出した積立金額に相当する保険料が所得計算上の必要経費となります。
- 引き出した積立金額より一時払保険料残額*が大きい場合: 課税されません。
- 引き出した積立金額より一時払保険料残額*が小さい場合: 積立金額と一時払保険料残額の差額に対し、次のとおり課税されます(確定年金の場合)。

契約後5年以内	契約後5年超
源泉分離課税	所得税(一時所得) + 住民税

^{*}一時払保険料残額は、一時払保険料から、すでに引き出した積立金の合計額に相当する保険料(基本給付金額を減額 された場合は、その解約払戻金額に相当する保険料を含む)を差し引いた金額(マイナスの場合はゼロ)となります。

〈年金支払開始日以後〉

■指数連動年金原資の一時支払に対する課税(指数連動プラン の場合)

据置期間5年	据置期間10年	
源泉分離課税	所得税(一時所得) + 住民税	

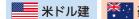
[※]契約者と年金受取人が異なる場合、一時受取額に対し贈与税が課税されます。

■年金に対する課税(契約者=年金受取人の場合)

年金種類	年金の受取時	未払年金の一括受取時	
年金総額保証付終身年金		所得税(雑所得)+ 住民税	
年金総額保証付後厚終身年金	所得税(雑所得)+住民税		
確定年金		所得税 (一時所得) + 住民税	

[※] 契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取開始時に年金受給権の評価額に対し贈与税が課税されます。 また、毎年の年金受取時に所得税(雑所得)・住民税が課税されます。

〈税務取扱上の換算基準日と適用為替レート〉





この保険は日本において契約される生命保険契約であることから、税金のお取扱いにつきまして は、一般的に下記の基準により外貨を円に換算した上で、円建の生命保険と同様に取扱います。

対 象		換算基準日	適用為替レート*
保険料		一時払保険料の受領日	TTM (対顧客電信仲値)
死亡給付金	相続税・贈与税の対象となる場合	支払事由発生日	TTB(対顧客電信買相場)
	所得税の対象となる場合	支払事由発生日	TTM (対顧客電信仲値)
年 金		年金支払日	TTM (対顧客電信仲値)
指数連動年金原資 の一時支払	源泉分離課税の対象となる場合	年金支払開始日	TTB (対顧客電信買相場)
	所得税の対象となる場合	年金支払開始日	TTM (対顧客電信仲値)
年金の一括支払		必要書類の当社到着日	TTM (対顧客電信仲値)
たのしみファンドの 総額の引き出し・ 解約払戻金	源泉分離課税の対象となる場合	必要書類の当社到着日	TTB (対顧客電信買相場)
	所得税の対象となる場合	必要書類の当社到着日	TTM (対顧客電信仲値)

^{*} 当社が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における最終の値となります。

[※] 保険料円入金特約を付加した場合、上記の保険料については、円でお払込みいただいた金額となります。

[※] 特約の付加等により円でお受取りになる場合は、当社所定の為替レートによる円換算額を基準とします。

12 ご契約の生命保険に関するご相談窓口等について

■生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談については下記へご連絡ください。

ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター

円建 00,0120-037-560 **ドル建/豪ドル建 00,0120-001-262

受付時間:月~金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00~17:00 ※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

■指定紛争解決機関について

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・ 来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全 国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております (ホームページアドレス https://www.seiho.or.jp/)。
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

◯ お客さまへの送付書類のご案内

ご契約に関する重要な書類となりますので、お手元に届きましたら、 内容をご確認のうえ大切に保管いただきますようお願いいたします。

※掲載している各書類は見本であり、発送時期は通常の場合となります。 なお、記載内容や発送時期 等は将来変更されることがあります。

ご契約成立時

●保険証券・生命保険料控除証明書

お申込みから 10 日目頃までに、ご契約者宛に簡易書留で お送りします。ご契約内容が記載されておりますので、 申込内容と相違していないかご確認のうえ、大切に保管 してください。

※お申込み手続きの状況により、さらに日数がかかる場合があります。

簡易書留 転送不要 親 展 保険証券在中 大切なお知らせです。 必ず内容をご確認ください

●保険証券用封筒

●連動率決定のお知らせ

ご契約日以降速やかに、ご契約者宛に普通郵便でお送りし ます。ご契約後も、据置期間中は毎年の契約応当日後にお 送りします。

※指数連動型年金のご契約者にのみお送りします。

●マイナンバー(個人番号)申告書

ご契約成立の翌月以降に、ご契約者宛に普通郵便でお送りします。 必要書類を貼り付けのうえ、ニッセイ・ウェルス生命までご返送ください。

※マイナンバーをニッセイ・ウェルス生命にご登録済の場合など、送付の対象外となることがあります。

据置期間中

ご契約状況のお知らせ

毎年の契約応当日の翌月末*に、ご契約者宛に普通郵便でお送りします。 ご契約の積立金額・解約払戻金額等をご確認いただけます。 *円建年金(AII型)の場合:契約応当日の前々月末

年金受取開始時

年金お支払いのご案内

年金受取開始日の3ヵ月前に、ご契約者宛に普通郵便でお送りします。 年金受取の予定(受取回数・受取日・年金額等)をご確認いただけます。

年金受取期間中

年金お支払い状況のお知らせ

毎年 12 月または翌年 1 月*に、年金受取人宛に普通郵便でお送りします。 毎年1月~12月にお支払いした年金額、必要経費等をご確認いただけます。 税務の申告時にご活用いただけます。

* 12 月にお受け取りの可能性があるご契約については、翌年 1 月にお送りします。

WEB版 ご契約のしおり・約款のご案内

お客さま利便性向上のため、「ご契約のしおり・約款」を WEB 版でご提供 しております。WEB 版とは、ニッセイ・ウェルス生命のホームページにて 閲覧・ダウンロードしていただける「ご契約のしおり・約款」です。

※ご契約のしおり・約款は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。 必ずご一読いただき、内容を十分ご確認ください。

WEB 版の特長 ▶ 常時閲覧可能 ・冊子での保管不要 ・拡大して閲覧可能

WEB版 の閲覧方法

該当商品の「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。



スマートフォンやパソコンから該当商品のページにアクセスして閲覧する場合

積立利率金利連動型年金(米ドル建)

年金額確定特約付

※アクセス後、契約日よりご覧いただく「ご契約のしおり・約款」を選択してください。





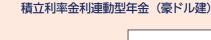








www.nw-life.co.jp/shiori/g04/







www.nw-life.co.jp/shiori/g17/

指定通貨建積立利率金利連動型年金 指数連動型年金特約Ⅱ付

指数連動型

共通





www.nw-life.co.jp/shiori/g39/

ホームページから閲覧する場合

ニッセイ・ウェルス生命ホームページの「商品のご案内」より「Gwebb ご契約のしおり・約款」を クリックしてください。

該当商品をクリックし、契約日よりご覧いただく「ご契約のしおり・約款」を選択してください。

□□冊子をご希望のお客さま

お申込み時に、タブレット端末または申込書にて「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望いただければ、 冊子をお送りいたします。お申込み後でも、「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望される場合は請求 いただくことができます。ご希望の場合は、カスタマーサービスセンターへお申し出ください。

※冊子の到着までには所要の日数がかかりますので、あらかじめご了承ください。



ニッセイ・ウェルス生命

円 建 0120-037-560 カスタマーサービスセンター 外貨建 00.0120-001-262

受付時間:月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00~17:00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。